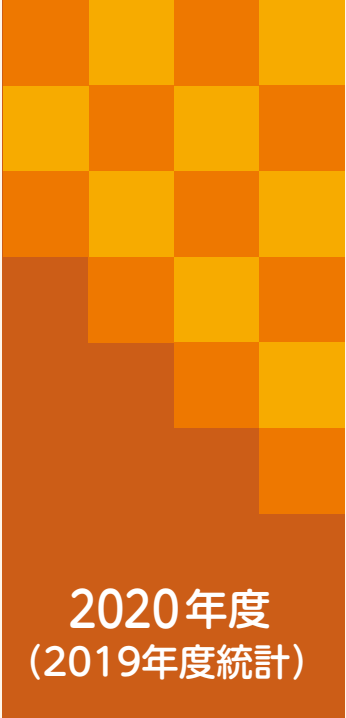




2020年度
(2019年度統計)

火災保険・地震保険の概況



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、火災保険・地震保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書で使用している数値は、2019年度の統計に基づきます。ただし、集計時期の関係から、一部の数値で掲載年度が異なることがありますので、各グラフ・表中の記載年度をご確認ください。

2021 年 4 月

損害保険料率算出機構

損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険などの参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国に自賠責損害調査事務所を設置しています。



※1 1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は35社（2021年4月1日現在）です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

目次

	はしがき	1
	損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは	2
	はじめに 損害保険とは	4
第Ⅰ部	すまいに関する 保険の制度概要	
	1 すまいに関する保険の仕組み	6
	2 火災保険と地震保険	
	1 火災保険の概要	8
	2 地震保険の概要	9
第Ⅱ部	火災保険	
	1 火災保険とは	
	1 火災保険の保険約款	10
	2 火災保険の補償内容	11
	3 火災保険標準約款	13
	2 火災保険の保険料率	
	1 火災保険の保険料率の概要	14
	2 火災保険の参考純率の算出	18
	3 火災保険の参考純率の算出後の流れ	20
	4 火災保険の参考純率の検証と改定	21
	3 火災保険の現況	
	1 保険料（収入）の状況	22
	2 保険金（支払い）の状況	23
	トピックス	
	1 地球温暖化による影響	27
	2 水害リスク情報を活用した防災・減災の取り組み	28
第Ⅲ部	地震保険	
	1 地震保険とは	
	1 地震保険の保険約款	30
	2 地震保険の補償内容	31
	3 地震保険標準約款	33
	2 地震保険の保険料率	
	1 地震保険の保険料率の概要	34
	2 地震保険の基準料率の算出	38
	3 地震保険の基準料率の算出後の流れ	41
	4 地震保険の基準料率の検証と改定	42
	3 地震保険の現況	
	1 保険料（収入）の状況	43
	2 保険金（支払い）の状況	45
	トピックス	
	3 地震保険基準料率の段階改定	48
	4 地震による建物の被害（津波）	50
第Ⅳ部	すまいに関する 保険関連の統計	
	1 火災保険統計	52
	2 地震保険統計	60
	3 関連情報	70

はじめに — 損害保険とは

1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金で助け合う制度です。

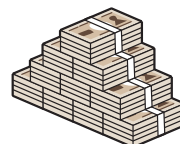
日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとして、1万人のうちの誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

貯蓄

1万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。

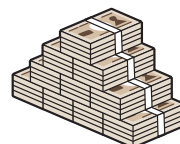


損害の補償
1,000万円

保険

例えば1万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。

.....



損害の補償
1,000万円

このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

2 保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。

公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です※。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

※民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、公共政策としての保険もあります。

3 損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

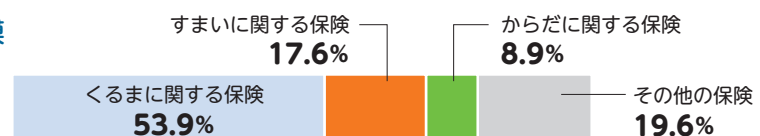
■ 損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます（事務所や工場なども含みます）。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

損害保険会社のマーケット規模

2019年度の元受正味収入保険料は約9兆6,493億円です。
その内訳は右のとおりです。



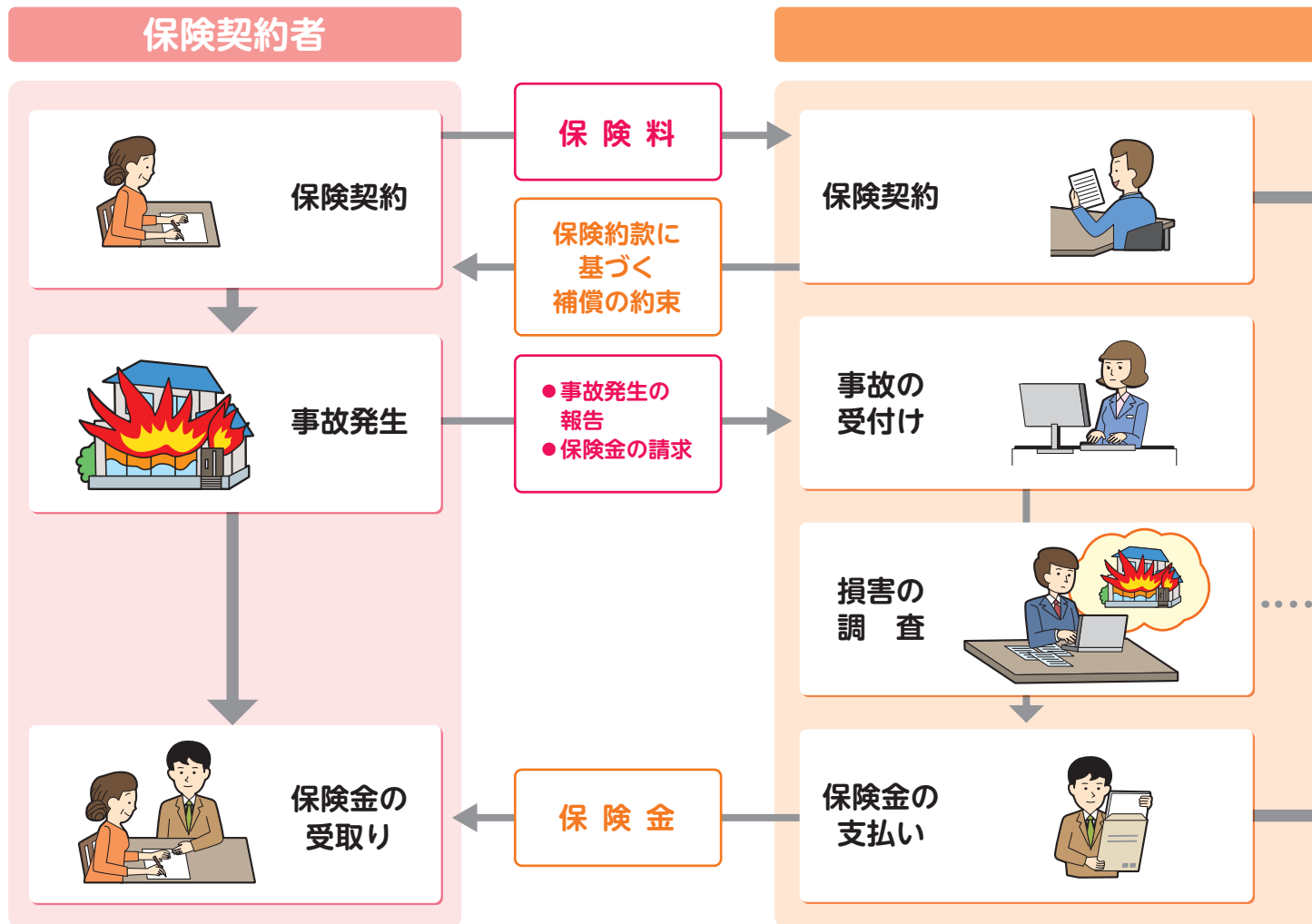
※「令和2年版 インシュアランス損害保険統計号」（株式会社 保険研究所）から作成。

1 すまいに関する保険の仕組み

保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータや自然災害に関するシミュレーション※などにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています（以下では、火災保険を例に説明します）。

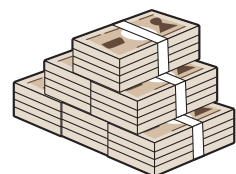
※自然災害に関するシミュレーションについては、第Ⅱ部2②（2）memo 自然災害に関するシミュレーション（P19）をご参照ください。



保険料と保険金の違いは？

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。

保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。



保険会社の役割

契約に関するデータ

損害の調査

以下のような調査を行います。

- 保険金の支払対象かどうか
- 損害の額がいくらになるのか

保険料の算出

- 保険料は、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金、人件費、その他諸経費などにより算出しています。
- 保険料を算出する要素のうち、保険金は将来に発生する事故に対して支払われるため、契約時には確定していません。
- したがって、保険料の算出にあたっては、将来の事故の発生率や支払額を予測する必要があります。
- そこで、過去の契約・支払いに関する**大量のデータ**や自然災害に関するシミュレーションを基に算出を行います。

保険約款の作成

- 保険約款では、保険商品の補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。
- また、保険契約に関する基本的なルールを定めた「保険法」の内容に沿って、保険会社や保険契約者が守らなければならない事項なども定めています。
- 保険約款は、補償内容に関する保険契約者のニーズ、利便性の向上、その他社会環境の変化などに対応するため、適宜見直しています。

支払いに関するデータ

社会環境の変化

- 法令の改正 など

memo

なぜ大量のデータを用いるの？

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。

これを「大数の法則」といい、事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



2 火災保険と地震保険

すまいに関する保険には、「火災保険」と「地震保険」があります。

火災保険

火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。

地震保険

地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。

地震や噴火、またはこれらによる津波を原因とする損害については、火災保険では補償されません。

1 火災保険の概要

建物や家財を対象とする一般的な火災保険では、次のような事故による損害が補償されます（個々の契約の補償内容は、各保険会社が販売している保険の内容や契約者の方が選択される内容によって異なります）。



火 災



落 雷



破裂・爆発



風 災



雪災・ひょう災



水濡れ



水 災



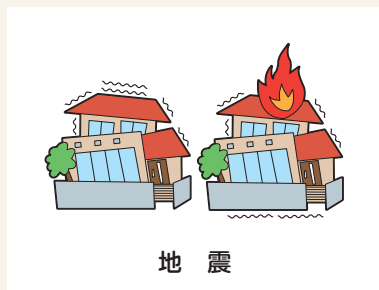
盗 難

など

➤ 詳細は、第Ⅱ部 火災保険（P10）をご参照ください。

2 地震保険の概要

地震保険は、火災保険で補償されない「地震や噴火、またはこれらによる津波を原因とする損害」を補償する保険で、次の特徴があります。



■地震保険の特徴

火災保険とあわせて契約

- 火災保険を契約する場合、原則として、あわせて地震保険も契約することになります。ただし、地震保険は契約しない旨を申込書に記載することにより、地震保険を契約しないこともできます。
- 火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、火災保険の保険期間の途中から地震保険を契約することもできます。
- 火災保険を契約せずに、地震保険のみ契約することはできません。

政府による「再保険」

- 大規模な地震により巨額な損害が生じる場合など、保険会社のみでは補償しきれない場合もあり得るため、地震保険では、政府が再保険をする仕組みになっています。



詳細は、第Ⅲ部 3 2 memo 政府による再保険（P46）をご参照ください。



詳細は、第Ⅲ部 地震保険（P30）をご参照ください。

1 火災保険とは

火災保険の保険約款の内容は、各保険会社によって異なります。



※一般的な火災保険契約に関する説明には **←一般的な火災保険契約** と記載し、火災保険参考純率に関する説明には **←火災保険参考純率** と記載しています。

1 火災保険の保険約款

火災保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています（以下、住宅向けの火災保険について説明します）。

←一般的な火災保険契約

■保険約款の構成

火災保険の保険約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。

保 險 約 款

普通保険約款

+

特 約

2 火災保険の補償内容

以下では、火災保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や保険契約者の方が選択される内容によって異なります（以下、建物と家財の両方を対象とした契約について説明します）。

（１）保険金が支払われる場合

← 一般的な火災保険契約

建物や家財を対象とする火災保険では、以下のような事故によって生じた損害に対して保険金が支払われます。

■ 火災、落雷、破裂・爆発

- 家が火事にあった場合
- 雷による高電圧によって電化製品が壊れた場合
- ガス漏れによって爆発が起きた場合

など



■ 自然災害

- 台風や竜巻で屋根が飛ばされた場合
- ひょうが降って屋根に穴が開いた場合
- 豪雪によって建物が壊れた場合
- 豪雨による洪水で家が床上まで浸水した場合

など



■ その他

- 家財が盗まれたり、泥棒によって鍵や窓が壊された場合
- 水道管から水が漏れ、床が水浸しになった場合
- 建物に自動車が飛び込んで来た場合
- デモに伴う暴力行為により、建物が壊された場合
- 掃除中に誤って窓ガラスを割ってしまった場合

など



前記の損害のほか、次のような費用に対しても保険金が支払われます。

臨時費用

家が燃えてしまった時などに臨時に発生する諸費用（宿泊費、交通費等）

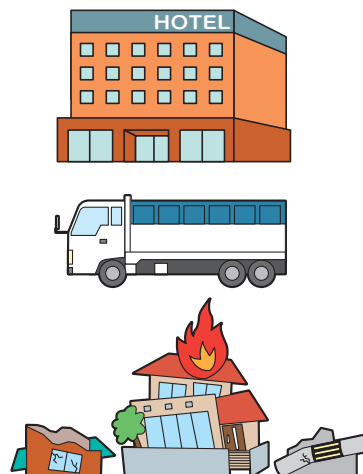
残存物取片づけ費用

火災などにより損害を被った際に、焼け残った建物や家財の取り壊し、撤去、搬送などの処分にかかる費用

地震火災費用

地震による火災で家が燃えてしまった時などに発生する臨時の費用（地震保険から支払われる保険金とは異なります）

など



(2) 支払われる保険金の額

← 一般的な火災保険契約

契約時に決めた方法にしたがって算定された損害の額が保険金として支払われます。ただし、免責金額を設定していた場合には、損害の額から免責金額を差し引いた額が支払われます。

損害の額の決め方は以下の2通りがありますが、現在は『再調達価額』をもとに決める方法が一般的です。

■ 損害の額の決め方

『再調達価額』をもとに決める方法	損害が生じた物を再築または再取得するのに必要な金額をもとに決める方法です。 この方法の場合、建物が全焼してしまったときなどは、支払われた保険金で同じ建物を建てることも可能です。	
『時価額』をもとに決める方法	損害が生じた時点の物の価値をもとに決める方法です。 この方法の場合、上記の『再調達価額』をもとに決める方法よりも、保険料は安くなりますが、建物が全焼してしまったときなどは、支払われた保険金だけでは同じ建物を建て直したり買い替えたりすることができない可能性があります。	

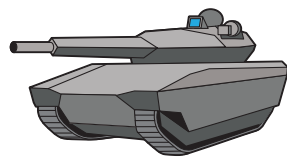
■ 免責金額の設定

免責金額とは、保険金を受け取る方が負担する金額のことです。一定額までの損害であれば自己負担するが、それ以上の場合には保険で補償してほしいと考えるときなどには、免責金額を設定することができます。この場合、支払われる保険金の額は少なくなります。保険料は安くなります。

(3) 保険金が支払われない場合

← 一般的な火災保険契約

次のような場合には、保険金は支払われません。

保険契約者などの故意・重大な過失 (自宅への放火など) 	戦争 	地震・噴火、またはこれらによる津波 
--	---	--

など

3

火災保険標準約款

当機構では、火災保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを火災保険標準約款といいます。

[← 火災保険参考純率](#)

2 火災保険の保険料率

火災保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表します。

1 火災保険の保険料率の概要

(1) 火災保険の保険料率

←一般的な火災保険契約

火災保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表し、保険料は保険金額に比例します。例えば、保険料率が0.003であった場合、保険金額を1,000万円で契約すると、保険料は3万円(=1,000万円×0.003)となり、保険金額を2,000万円で契約すると、保険料は6万円となります。

火災保険の保険料率には、保険契約者が支払う火災保険料が、建物の構造や所在地など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

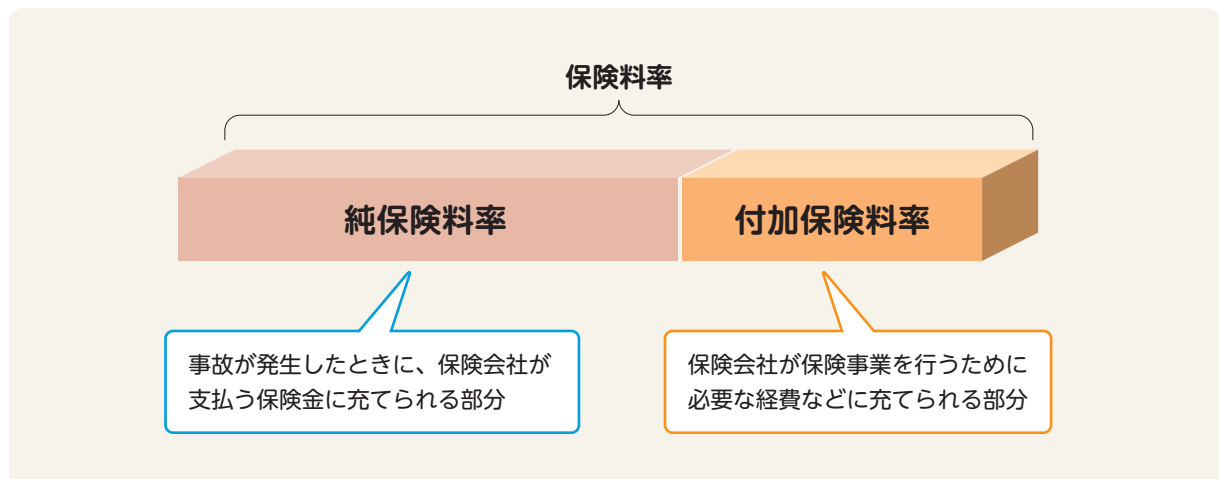
なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

➤ 料率区分の詳細は、2-1(4)火災保険の料率区分(P16)をご参照ください。

保険金額

支払われる保険金の上限額をいい、契約時に定めます。例えば、実際の損害額が1,200万円であったとしても、保険金額が1,000万円であれば、支払われる保険金の上限は1,000万円となります。

■保険料率の構成



memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して火災保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。
- 付加保険料率部分については、保険会社が独自に算出します。

(2) 保険料率の3つの原則

←一般的な火災保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

合理的

- 算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、**客観性があり**、かつ、**精度の高い十分な量**のものであること。
- 算出が、**保険数理に基づく科学的方法**によるものであること。

妥 当

- 将来の保険金の支払いに充てられることが見込まれる純保険料率として、**過不足が生じない**と認められるものであること。

不当に 差別的でない

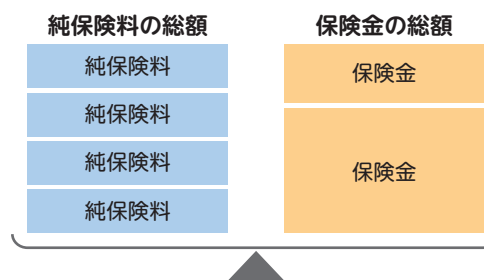
- 危険の区分や水準が、**実態的な危険の格差に基づき適切に設定**されていること。

memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくなる必要があります。
これを「収支相等の原則」といいます。



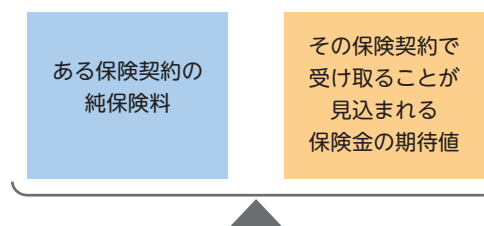
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



(3) 参考純率を算出している火災保険の種類

← 火災保険参考純率

当機構では、住宅物件、一般物件、工場物件、倉庫物件の4物件に区分して、火災保険の参考純率を算出しています。

■ 火災保険参考純率における物件種別



以下、特段記載のない限り最も身近な**住宅物件**の火災保険について説明します。

(4) 火災保険の料率区分

← 火災保険参考純率

火災保険の保険料率には、保険契約者が支払う火災保険料が、建物の構造や所在地など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

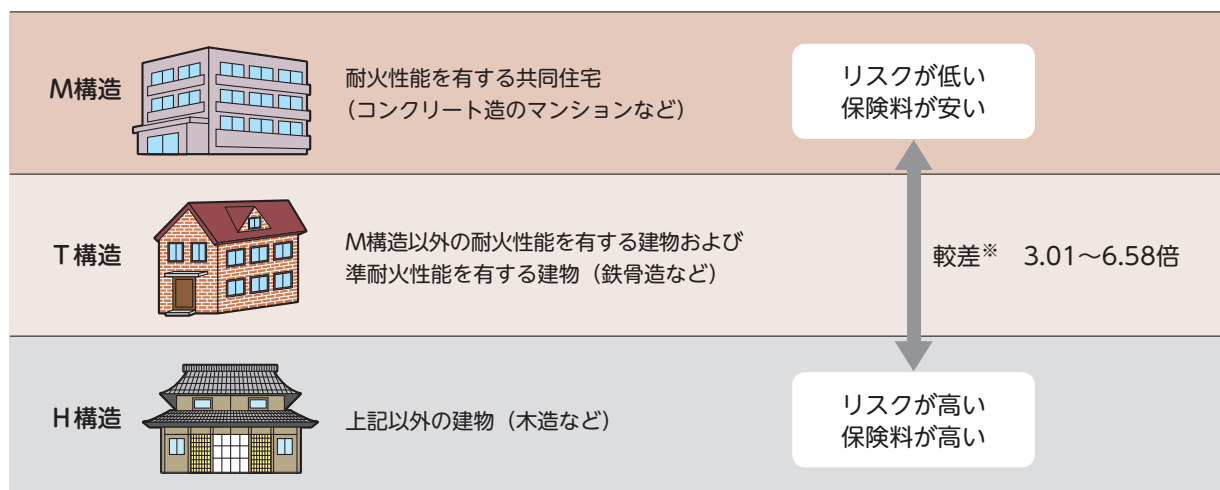
以下では、参考純率における火災保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社により異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

① 建物の構造

建物の構造（造りや耐火性能など）が異なると、火災が起きたときの燃え広がり方に差が生じるなど、被害の程度や壊れやすさのリスクが異なるため、保険料率を建物の構造により区分しています。

■ 火災保険参考純率における建物（住宅物件）の構造

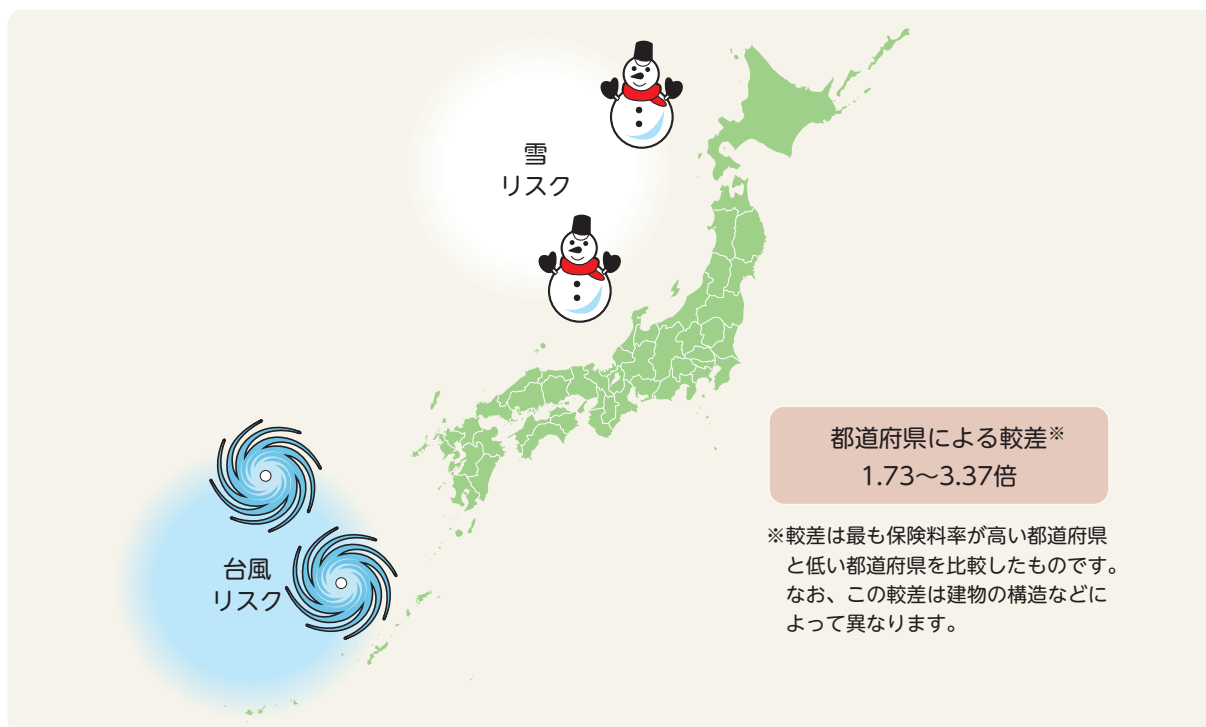


※較差は最も保険料率が高い構造と低い構造を比較したものです。なお、この較差は建物の所在する都道府県などによって異なります。

② 建物の所在地

台風や豪雪等の自然災害が発生する頻度や被害の程度は、地域により異なるため、保険料率を建物の所在地（都道府県別）により区分しています。

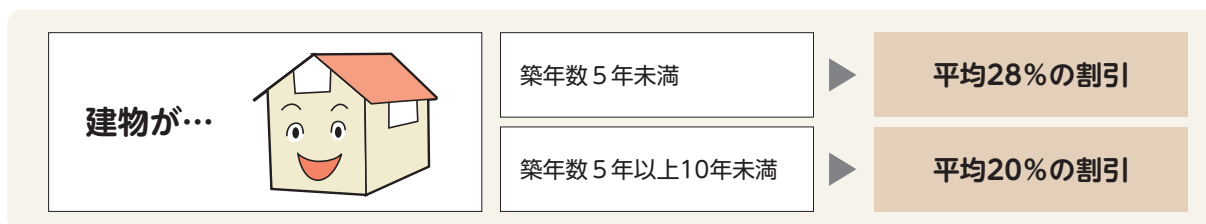
■火災保険参考純率における建物の所在地による区分



③ 割引

水濡れ損害等は、建物の老朽化による影響を受けるため、築年数が浅い建物（築浅住宅）には築年数に応じた割引が適用されます（建物のみ）。

■火災保険参考純率における割引率



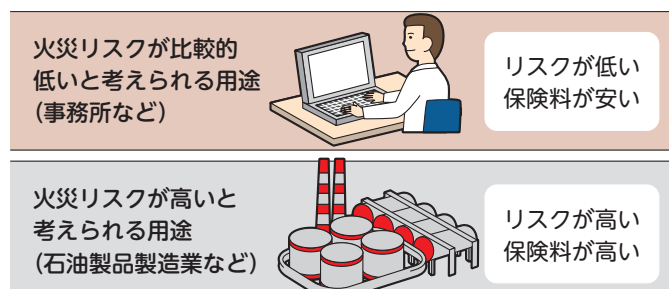
※割引率は建物の構造や所在地などによって異なります。

memo

事業者向け建物の用途による区分

一般物件、工場物件、倉庫物件の中で事業者向けの建物は、その用途、すなわち建物内での作業内容やその工程によって、火災や爆発などの事故が発生する頻度や、その結果生じる損害の程度が異なります。用途は、火災リスクが比較的低いと考えられるもの（事務所など）から、火災リスクが高いと考えられるもの（石油製品製造業など）まで多岐にわたるため、保険料率を建物の用途により区分しています。

■火災保険参考純率における建物の用途



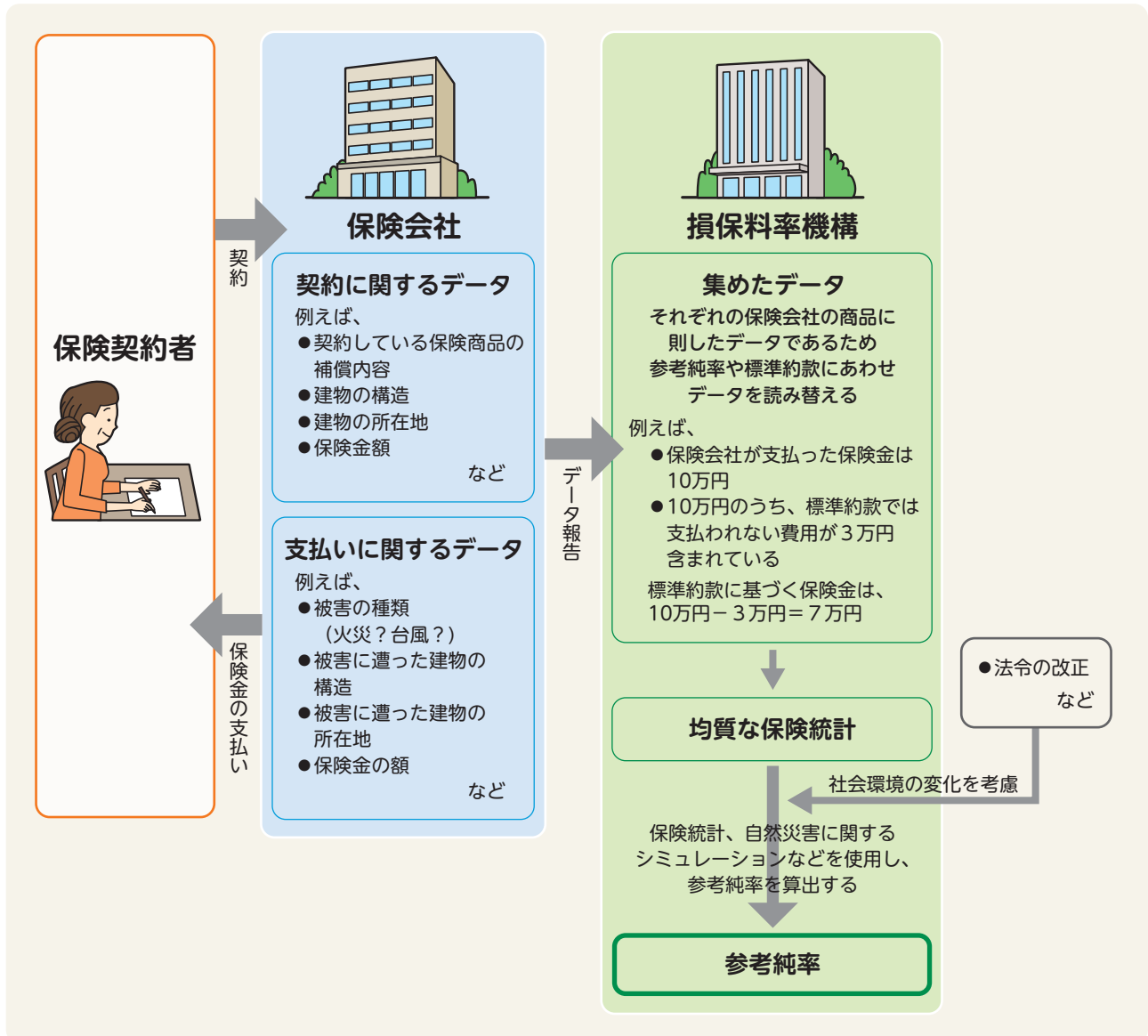
2 火災保険の参考純率の算出

(1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

← 火災保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、科学的・工学的手法や保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

■ 統計データの収集から火災保険参考純率の算出への流れ



memo

社会環境の変化の考慮

火災保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、火災保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

(2) 火災保険参考純率の算出方法

← 火災保険参考純率

参考純率は、保険金の総額を保険金額の総額で除すことにより算出します。

参考純率は、料率算出団体が算出する純保険料率のことですが、純保険料率は、保険料率のうち、保険金の支払いに充てられる部分の保険料（＝純保険料）の保険金額に対する割合をいいます。

➤ 純保険料率の詳細は、2-1 (1)火災保険の保険料率（P14）をご参照ください。

これを式で表すと、

純保険料率

=

必要と見込まれる純保険料の総額
保険金額の総額

となります。

なお、純保険料は収支相等の原則に従う必要があることから、必要と見込まれる純保険料の総額は保険金の総額と等しくなるよう算出する必要があります。

➤ 収支相等の原則の詳細は、2-1 (2)保険料率の3つの原則（P15）をご参照ください。

これを式で表すと、

必要と見込まれる
純保険料の総額

=

保険金の総額

となります。

よって、

純保険料率

=

保険金の総額
保険金額の総額

となります。

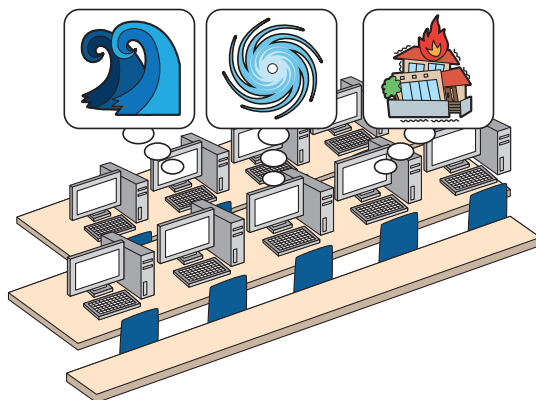
このように、参考純率は、保険金の総額を保険金額の総額で除すことにより算出します。

保険金の総額は、火災などによる損害と台風などの自然災害でそれぞれ計算方法が異なっています。例えば、火災などによる損害については過去の保険金を用います。台風などの自然災害による損害については、シミュレーションにより保険金を推定します。

memo

自然災害に関するシミュレーション

自然災害による損害の発生は年度ごとの変動が大きく、大規模な自然災害については発生頻度が何十年、何百年に一度となるものがあります。それらを評価した上で適切な保険料率を算出するには、これまでに観測、蓄積されたデータ量では必ずしも十分とはいえません。そこで、台風、水災といった自然災害については、シミュレーションを利用しています。例えば台風では、気象庁が公表しているこれまでの台風のデータをもとに仮想的に台風を何十万個も発生させ、それらの風速を計算します。この風速をもとに、現在の契約状況（建物の構造や所在地など）ではどのような被害が生じるかを、過去の台風による風速と被害の関係も踏まえ予測することによって、保険料率を算出しています。

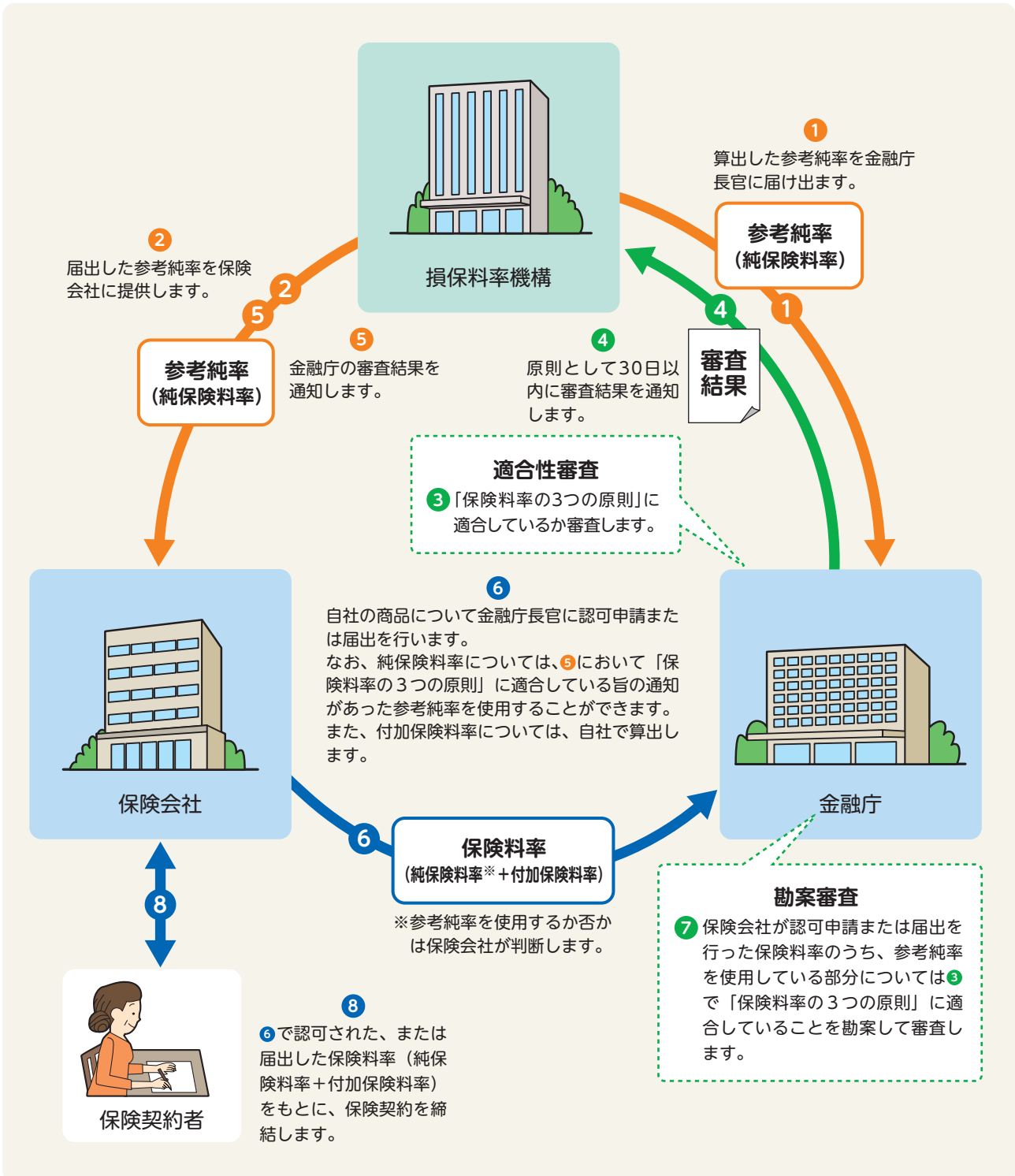


3 火災保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した火災保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

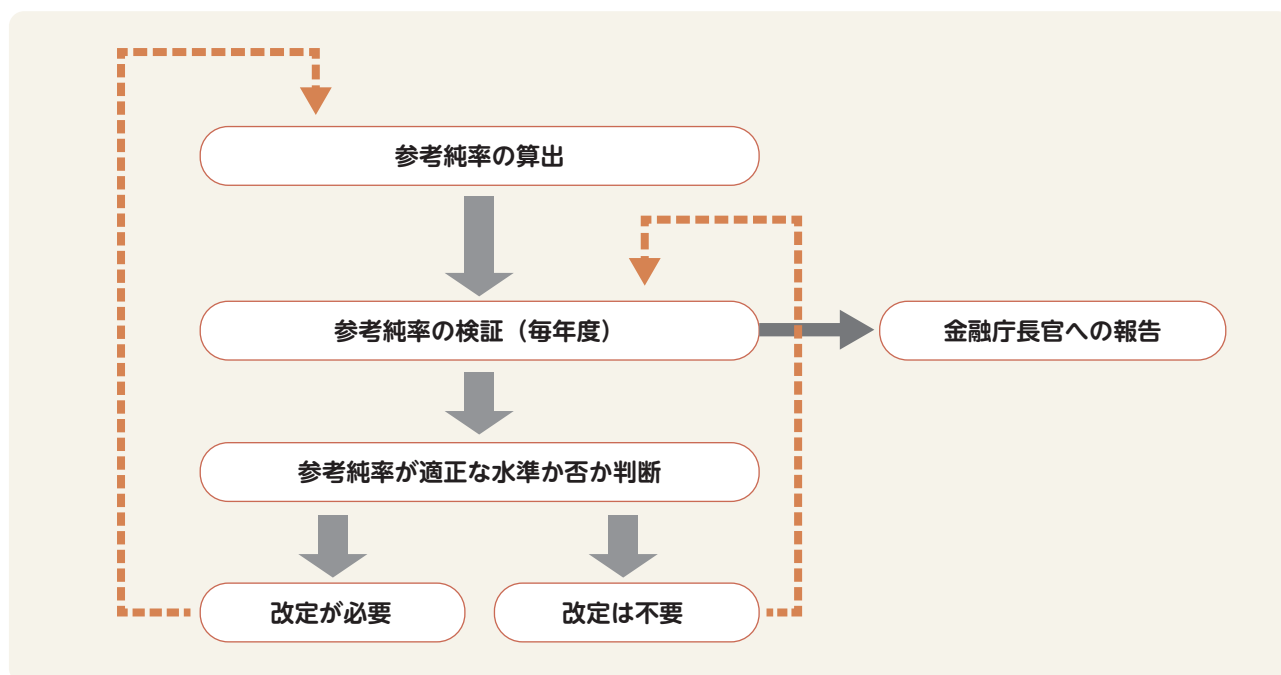
← 火災保険参考純率

■火災保険参考純率の算出後の流れ



参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

■火災保険参考純率の検証と改定の流れ



3 火災保険の現況

住宅物件の火災保険の保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について、説明します。

1 保険料（収入）の状況

火災保険の保険料は、契約件数のほか、契約される保険期間※¹などの影響を受けて変動します。

保険料は2016年度に大幅に減少して以降、増加傾向で推移しています（図1）。

なお、2016年度の大幅な減少は、火災保険参考純率改定（2014年6月25日届出）において、参考純率が適用できる期間を最長10年としたこと※²により、保険期間が10年を超える新規契約がほとんどなくなったことが要因と考えられます（図2）。

※¹ 長期契約の場合、全ての保険期間分の保険料が契約時に計上されることが多いため、保険期間が長期の契約が多い年度ほど、保険料の総額が増加します。

※² 地球温暖化の研究において、自然災害の将来予測については不確実な要素が多いとされていることから、当機構では、長期のリスク評価を行うことは難しいと判断し、2014年6月25日に火災保険の参考純率が適用できる期間を最長10年とする届出を行いました。

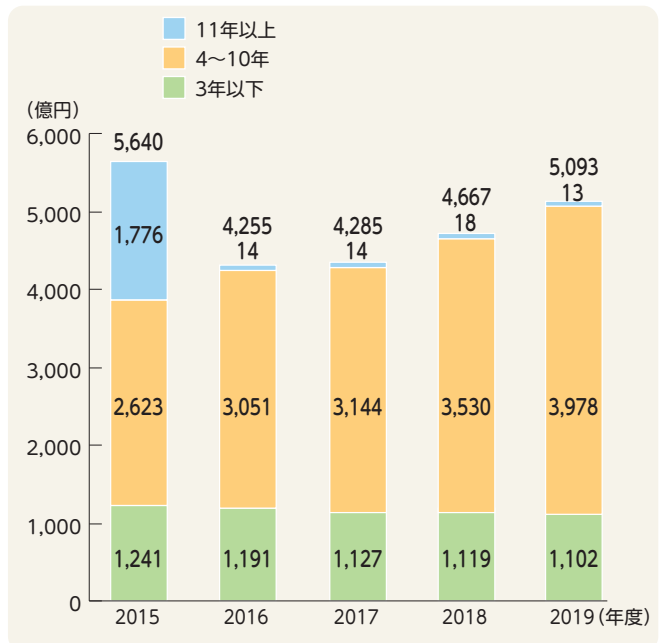
保険料

図1の「保険料」は、2-1(1)火災保険の保険料率（P14）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

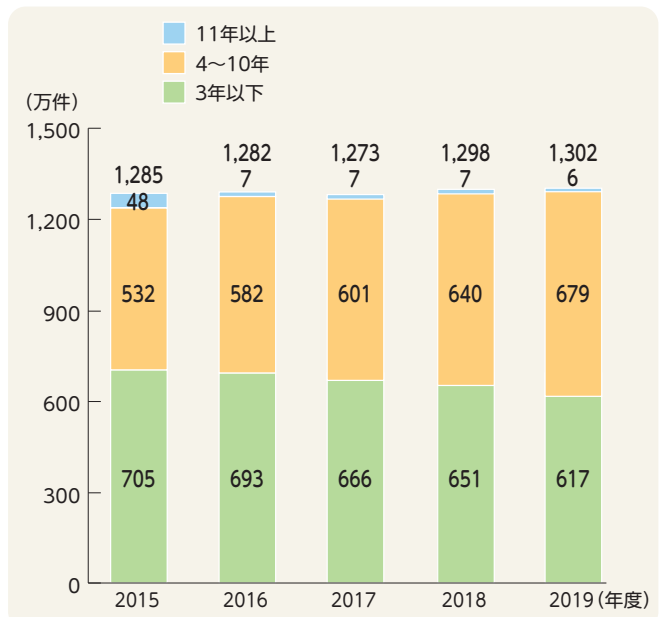
保険料はリトン・ベシスの数値です。リトン・ベシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

図1 保険期間別保険料の推移



※「11年以上」には不明を含みます。

図2 保険期間別新契約件数の推移



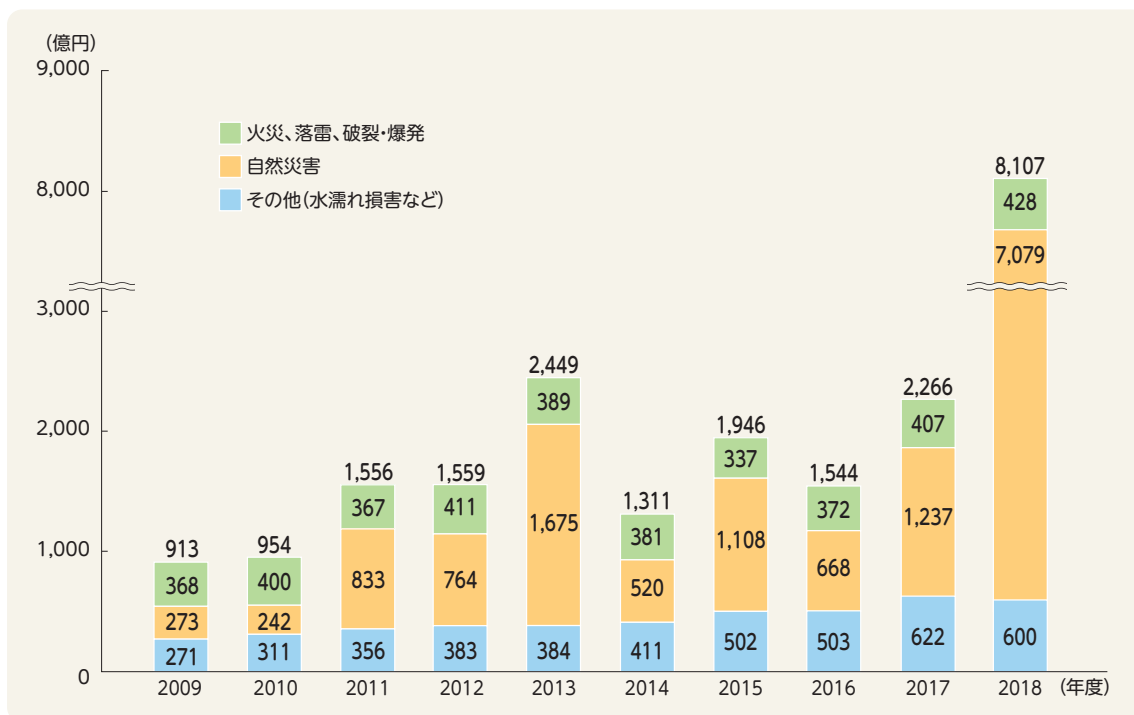
※「11年以上」には不明を含みます。

2 保険金（支払い）の状況

（１）補償危険全体の傾向

保険金の支払いには年度により変動がありますが、補償危険ごとに見ると、「火災、落雷、破裂・爆発」は概ね横ばいである一方、「その他（水濡れ、盗難、物体の落下、破損・汚損など）」は、保険金の支払いが増加傾向にあります。また、2018年度は「自然災害（風災・ひょう災、雪災、水災）」の支払いの影響により、補償危険全体の保険金の支払いが特に増加しています。

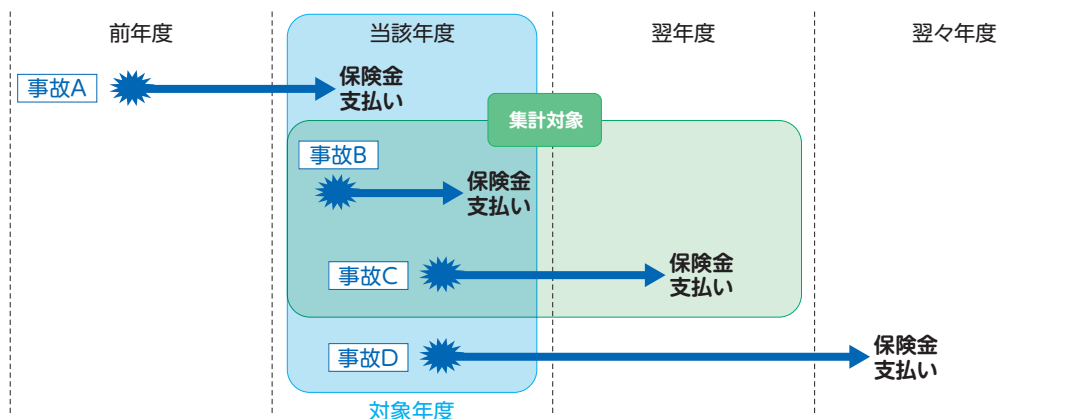
図3 保険金の推移



保険金の集計方法について

3 2 保険金（支払い）の状況では、対象年度に発生した事故に対して、当該年度およびその翌年度に支払った保険金を集計しています。

（例）事故が4件（A・B・C・D）発生した場合、BとCの保険金を集計しています。

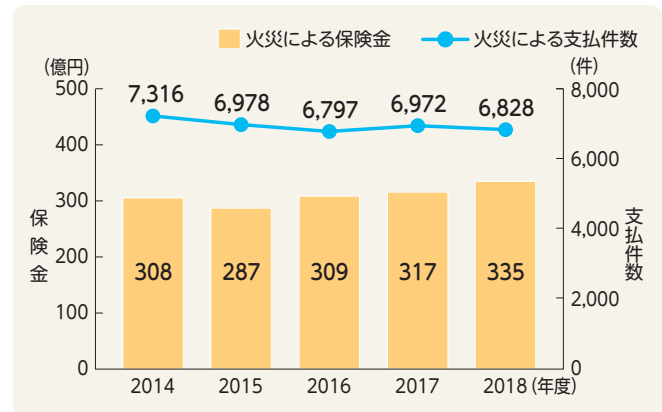


(2) 補償危険ごとの傾向

① 火災、落雷、破裂・爆発

「火災、落雷、破裂・爆発」の保険金のうち大半を占める「火災」による支払件数は出火件数と同様に概ね減少傾向にあります。保険金は概ね横ばいに推移しています。

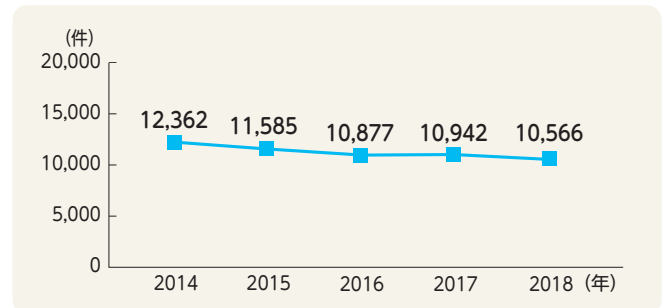
図4 火災による支払状況



住宅の出火件数の傾向

消防法、建築基準法などによる規制が進められてきた結果、建物の不燃化、消火・防火設備の普及等が進み、住宅を火元とした出火件数は概ね減少傾向で推移しています。

図5 住宅の出火件数

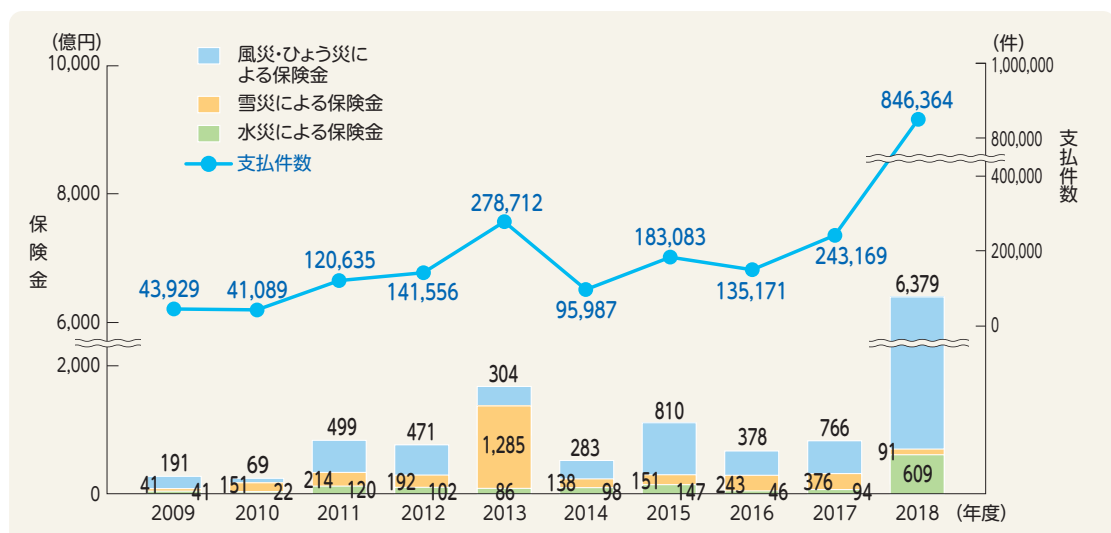


※「(1月～12月)における火災の状況(確定値)」(総務省消防庁)の「一般住宅」と「共同住宅」の出火件数を集計しています。

② 自然災害

自然災害による保険金の支払いは、災害の発生回数や規模に応じ、年度ごとの変動が大きいという特性があります。近年は台風などにより保険金の支払いが多くなっており、特に2018年度は平成30年7月豪雨、台風21号、台風24号などにより保険金の支払いが増加しています。

図6 自然災害による支払状況





主な自然災害と被害を受けた地域

2014～2018年度に低気圧や台風、豪雪による被害に見舞われた地域は下表のとおりです。

	風災・ひょう災、水災（災害と主な地域）	雪災（主な地域）
2014 年度	台風11号（近畿・四国）、台風18号（関東・東海）	—
2015 年度	台風15号（九州）	関東
2016 年度	台風9号（関東）、台風16号（九州）	東海・山陰
2017 年度	台風18号（九州）、台風21号（近畿）	北海道・甲信
2018 年度	平成30年7月豪雨（中国・四国・九州）、台風21号（中部・近畿）、台風24号（関東・中部）	北海道・東北

風災（台風）、水災の参考純率の算出方法について

自然災害による損害の発生は年度ごとの変動が大きく、また、大規模な自然災害については、その発生頻度が何十年、何百年に一度といった場合もあります。このため、風災（台風）や水災については、シミュレーションによる被害予測に基づいて、1年あたりの支払保険金を推定計算することにより、参考純率を算出しています。

（2 火災保険の参考純率の算出（P18、19）参照）

参考 2019年度および2020年度に発生した主な自然災害による保険金支払い状況

図6の保険金は、2018年度までの集計となっていますが（3 火災保険の集計方法について（P23）参照）、2019年度と2020年度にも保険金の支払いが高額となる自然災害が発生しています。

なお、近年の極端な気象・気候現象の長期的な増加傾向には、地球温暖化が影響している可能性が示されています※。

※気象庁 気候変動監視レポート（http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/monitor/2019/pdf/ccmr2019_all.pdf）から作成。

	主な自然災害	保険金（見込含む）
2019年度	令和元年房総半島台風（台風15号）、 令和元年東日本台風（台風19号）	累計 8,995 億円 （2020 年 3 月末現在）
2020年度	令和2年7月豪雨、台風10号、令和3年1月7日から の大雪	累計 1,948 億円 （2021 年 3 月 4 日現在）

※一般社団法人 日本損害保険協会調べ。なお、上表中の数値には住宅物件以外も含まれており、図6の数値とは集計の対象が異なります。

③ その他（水濡れ損害など）

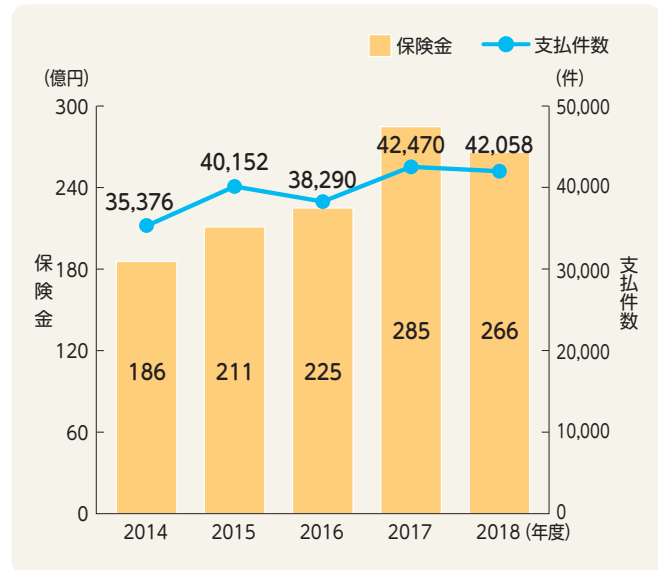
水濡れ損害とは、水道管から水が漏れ、床が水浸しになるなどの損害です。近年、保険金の支払いは増加しています。その背景としては、以下のような事故が増えていることが考えられますが、最低気温が低い寒冷地での支払いが多い等、気象要因により地域別にリスクが異なる傾向にあります。

●凍結による水道管破裂※

※一般的に、外気温が－4℃以下になると水道管が凍結により破裂と言われていています。

●老朽化が進んだ給排水設備により生じた漏水等

図7 水濡れ損害による支払状況



建物の老朽化

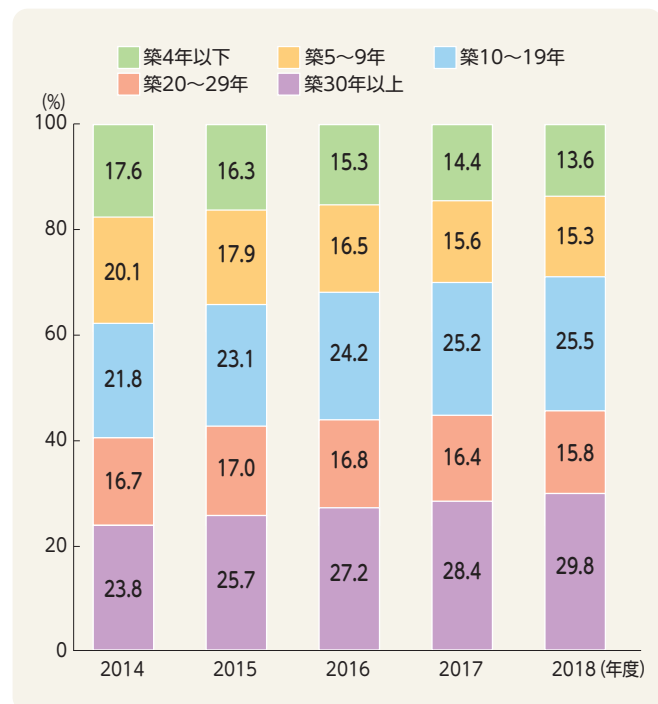
建物が古くなるにつれて給排水設備の老朽化が進み※1※2、漏水等の事故が増加する傾向にあります※3。築年数別に見ると、築年数が経過している住宅（築10年以上）の構成割合は2014年には62.3%でしたが、2018年には71.1%に増加しています。

※1 住宅設備の耐用年数は建築年や設備種類によって異なりますが、例えば、1976年以降1995年以前に建築された建物の給水管については、最初の修繕工事を行う目安は建築から25年後とされています（「マンション管理標準指針」（国土交通省））。

※2 国土交通省のアンケート調査によると、例えば、1994年以前に建築されたマンション（サンプル数671件）のうち、大規模な計画修繕工事において給水設備に対する修繕が実施された建物は約15%に止まっています（「平成30年度マンション総合調査結果」（国土交通省））。

※3 一方で築年数が浅い建物は漏水等の事故が起きにくいことから、当機構では、築年数が浅い住宅（築浅住宅）を対象とした割引を設定しています。（2）(4)火災保険の料率区分③（P17）参照

図8 築年数別保有契約件数の構成割合の推移



※1 当該年度末において有効な契約件数を集計しています。

※2 築年数不明を除いて集計しています。

トピックス 1

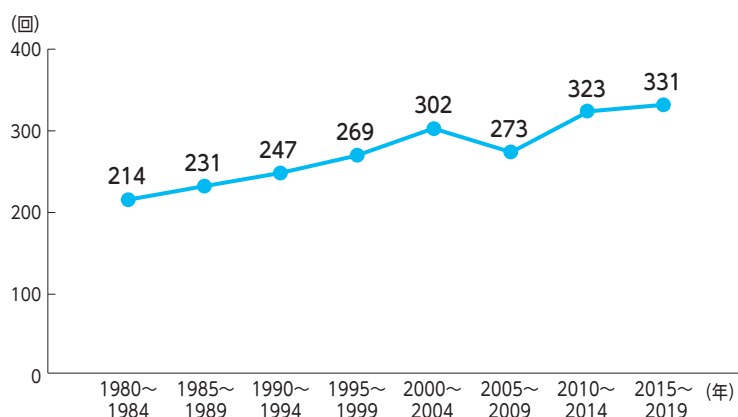
地球温暖化による影響

近年、異常気象が増加しており、地球温暖化の影響が指摘されています。地球温暖化が進んだ場合には、強い台風の発生や極端な降水が増加するといった研究結果があります。

気象庁の資料※¹によると、日本の年平均気温は1898年以降、100年あたり約1.24℃の割合で上昇しています。特に近年は高温となる年が頻出していますが、これは、二酸化炭素（CO₂）などの排出量の増加がもたらす地球温暖化の影響に、数年から数十年程度で繰り返される自然変動の影響が重なったものとみられています。

1980年から2019年までのアメダス※²によると、集中豪雨の頻度が増加し（図9）、極端な降水の強さも増す傾向にある一方、雨がほとんど降らない日も増えており、雨の降り方が極端になってきています。気温が高くなることで、雨として降るまでに水蒸気が大気中にため込まれる時間が長くなるために降水の回数が減り、その一方、一度の大雨がもたらす降水量は一般的に多くなります。これまでに観測されている大雨の頻度の増加や強度の増大は、気温が上がるほど空気中含むことのできる水蒸気の量も増えるという性質を反映した、地球温暖化に伴う気候の変化の一つと考えられています※³。

図9 集中豪雨の年間観測回数の平均値



※気象庁ウェブサイトから作成。
※集中豪雨とは1時間降水量が50mm以上の大雨をいいます。

将来の気候の動向に関しては、21世紀末には、猛烈な台風（最大地表風速59m/s以上の台風）の出現頻度が、日本の南海上で増加する可能性が高いと予測する研究結果※⁴、豪雨の発生件数が約2倍以上に増加するとの研究結果※⁵等が公表されています。近年の動向としても激甚な自然災害が多発しており、こうした傾向を踏まえ、治水計画においては、実績の降雨を活用する手法から、気候変動により予測される将来の降雨を活用する手法への転換がはかられています。

当機構においても、将来のリスク変化を適切に評価していくため地球温暖化に伴う気候変動に関する影響について分析を進めています。

※¹ 気象庁 気候変動監視レポート (http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/monitor/2019/pdf/ccmr2019_all.pdf) から作成。

※² アメダスとは、降水量、気温等を全国約1,300か所の観測所で自動的に観測する気象庁の地域気象観測システムです。

※³ 気象庁 日本の気候変動2020 (<https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ccj/index.html>) から作成。

※⁴ 気象庁気象研究所ウェブサイト (http://www.mri-jma.go.jp/Topics/H29/291026_d4pdf/press_release.pdf) から作成。

※⁵ 国土交通省 「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～ 答申」 (https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouuinkai/kikouhendou_suigai/) から作成。

トピックス 2

水害リスク情報を活用した防災・減災の取組み

これまで長年、治水・水防の取組みが進められてきましたが、集中豪雨の頻度が増加し、極端な降水の強度も強まる傾向等に対応するため、近年、各種法改正等がなされています。これにより、水害リスク情報の拡充がはかられ、防災・減災に向けた取組みが進められるとともに、こうした情報を住民の方々が各自で入手しやすい環境が整ってきています。

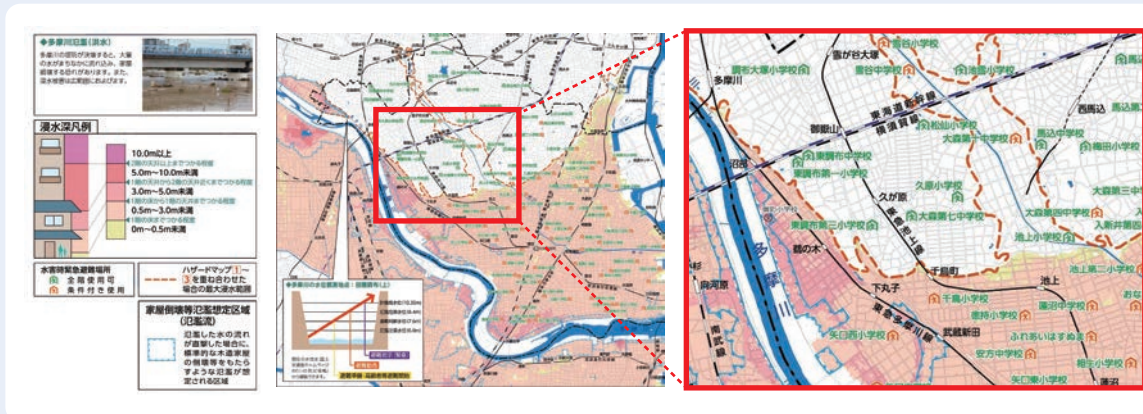
1949年に制定された水防法※1等に基づき、長年、治水・水防の取組みが進められてきましたが、2000年の東海豪雨では約58万人もの住民に避難勧告が出されたなか、住民の間での確かな情報が伝わらずに、迅速な避難行動が取れなかったことを受け、浸水想定区域が指定されることとなりました（2001年の水防法改正）。それ以降も、これまでの想定を超える浸水被害が多発していることを受け、浸水想定区域が拡充されてきました（2005年および2015年の水防法改正）。

主な水防法改正の変遷

1949年制定	・水防責任の明確化
2001年改正	・浸水想定区域の指定を新設（洪水予報河川※2）
2005年改正	・浸水想定区域の指定対象を水位周知河川※3に拡大
2015年改正	・洪水浸水想定区域について、想定最大規模の洪水にかかる区域に拡充 ・内水および高潮にかかる浸水想定区域を新設

洪水浸水想定区域については、災害発生時に周辺住民が適切な行動をとれるよう、避難情報等を盛り込んだ「洪水ハザードマップ」が整備されてきました。これにより、1,345市区町村で洪水ハザードマップが公表されています（洪水浸水想定区域を含む1,375市区町村のうち約98%。2020年7月末時点）。このハザードマップにおける対象物件について所在地の説明が義務付けられた（2020年の宅地建物取引業法施行規則改正）ほか、国土交通省におけるハザードマップポータルサイト※4や重ねるハザードマップ※5の運用など、水害リスクにかかる情報を住民の方々が各自で入手しやすい環境が整ってきています。

■洪水ハザードマップの例



※大田区ハザードマップ（風水害編）令和2年4月時点から作成

また、集中豪雨の頻度が増加し、極端な降水の強度も強まる傾向等（[トピックス1](#)（P27）参照）に対応するため、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」※⁶の考え方に基づいた各種取組みも推進されています。例えば、水害リスクにかかる情報の空白域を解消するため、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても浸水想定区域の指定対象とすることなど、水防法改正等を含む流域治水関連法案※⁷が2021年2月に閣議決定されました。この法案では、ほかにも、都市部で特に浸水リスクの高い地域について、住宅や要配慮者施設等の安全性を都道府県が事前確認する制度（許可制）を導入すること（特定都市河川浸水被害対策法改正案）が盛り込まれているなど、国をあげて防災・減災に向けた取組みが進められています。

- ※ 1 水防法は、「洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もつて公共の安全を保持すること」を目的として制定された法律で、水防組織や水防活動等について定められています。
- ※ 2 洪水予報河川とは、二以上の都府県の区域にわたるなど、流域面積が大きく、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定された河川をいいます。
- ※ 3 水位周知河川とは、洪水予報河川以外で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定された河川をいいます。
- ※ 4 わがまちハザードマップ (<https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/>)
- ※ 5 重ねるハザードマップ (<https://disaportal.gsi.go.jp/maps/index.html>)
- ※ 6 国土交通省「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について ～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～答申」 (https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/kikouhendou_suigai/) から作成。流域治水とは、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策、を総合的かつ多層的に進めることとした施策であり、河川管理者による堤防等強化のみならず、水災害リスク情報の充実等、流域に関わる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）全員が主体的に治水に取り組むべきことが掲げられています。
- ※ 7 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

1 地震保険とは

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、基本的な補償内容は「地震保険に関する法律」等の法令に規定されています。



1 地震保険の保険約款

地震保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

■地震保険の対象と保険金額

保険の対象

居住用建物



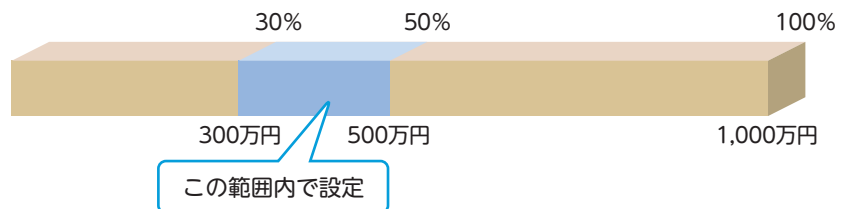
家財



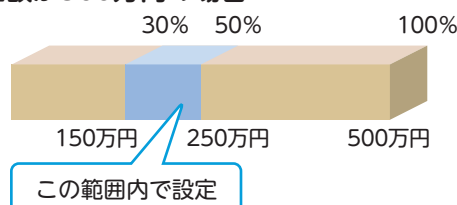
保険金額

地震保険は、法令により、火災保険とあわせて契約することとされているほか、保険金額についても、火災保険の保険金額の30～50%の範囲内（ただし、居住用建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度）で設定することとされています。

●居住用建物の火災保険の保険金額が1,000万円の場合



●家財の火災保険の保険金額が500万円の場合



2

地震保険の補償内容

(1) 保険金が支払われる場合

地震保険では、地震や噴火、またはこれらによる津波を原因とする損害に対して保険金が支払われます。

■地震

地震で家が壊れた場合や、
地震による火災で家が燃えた場合
など



■噴火

噴火に伴う噴石で
家が壊れた場合
など



■地震・噴火による津波

地震による津波で
家が流された場合
など



(2) 支払われる保険金の額

迅速な保険金支払いの観点から、居住用建物または家財に生じた損害が、全損、大半損、小半損、一部損のいずれかに該当する場合に、次のとおり保険金が支払われることとされています（2017年1月1日以降始期の契約※）。また、建物の損害は主要構造部（壁、柱、床など）の損害により判定されます。

※地震保険に関する法律施行令の改正（2017年1月1日施行）により、「半損」が「大半損」および「小半損」に分割されました。

損害の 程度※1	損害の程度の認定の基準※2		支払われる 保険金の額
	建 物	家 財	
全 損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 50%以上	家財の損害額が 家財の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上		
大半損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 40%以上50%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 80%未満 60%以上	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 50%以上70%未満		
小半損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 20%以上40%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 60%未満 30%以上	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上50%未満		
一部損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 3%以上20%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 30%未満 10%以上	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)
	全損・大半損・小半損に至らない場合 床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水※3		

※1 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

※2 建物と家財はそれぞれ別に損害の程度が認定されます。

※3 主要構造部に損害が生じていなくても、この場合には水濡れによる汚損や汚物の流入等の損害が発生するため、一部損とみなして補償されます。

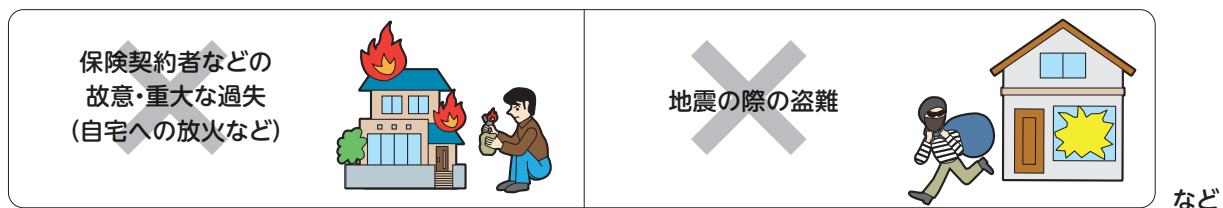
memo

2016年12月31日以前始期の契約に適用される「半損」は、次のとおりとなっています。

損害の 程度	損害の程度の認定の基準		支払われる 保険金の額
	建 物	家 財	
半 損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 20%以上50%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 80%未満 30%以上	地震保険金額の 50% (時価額の50%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上70%未満		

(3) 保険金が支払われない場合

次のような場合には、保険金は支払われません。



3 地震保険標準約款

当機構では、地震保険の基準料率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを地震保険標準約款といいます。

2 地震保険の保険料率

地震保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表します。

1 地震保険の保険料率の概要

(1) 地震保険の保険料率

地震保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表し、保険料は保険金額に比例します。例えば、保険料率が0.003であった場合、保険金額を1,000万円で契約すると、保険料は3万円（ $=1,000\text{万円} \times 0.003$ ）となり、保険金額を2,000万円で契約すると、保険料は6万円となります。

地震保険の保険料率には、保険契約者が支払う地震保険料が、建物の構造や所在地など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように料率区分を設けています。

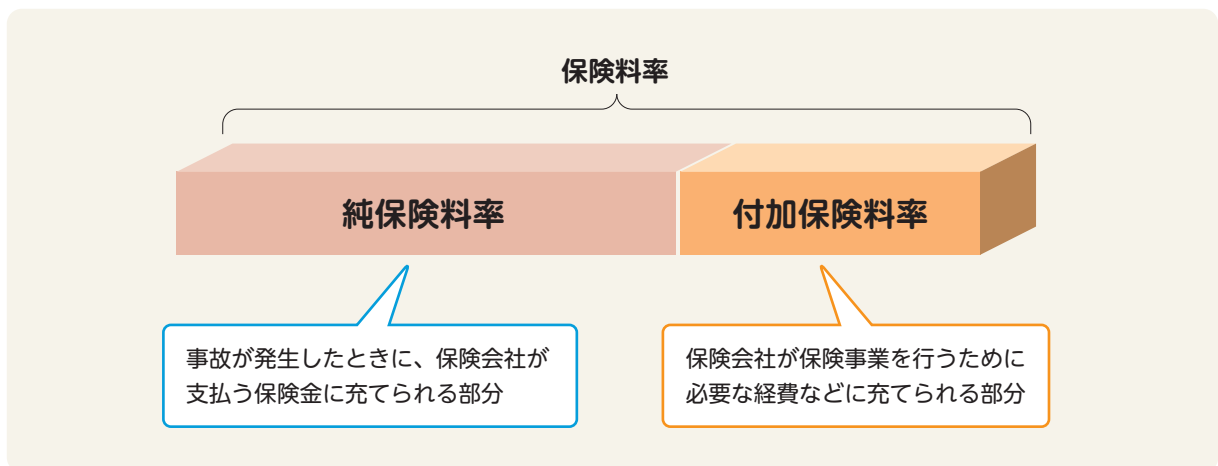
なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

➤ 料率区分の詳細は、2-1(4)地震保険の料率区分（P36）をご参照ください。

保険金額

支払われる保険金の上限額をいい、契約時に定めます。例えば、保険金額が1,000万円であれば、全損の場合の保険金は1,000万円となります。

■ 保険料率の構成



memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「基準料率」との関係

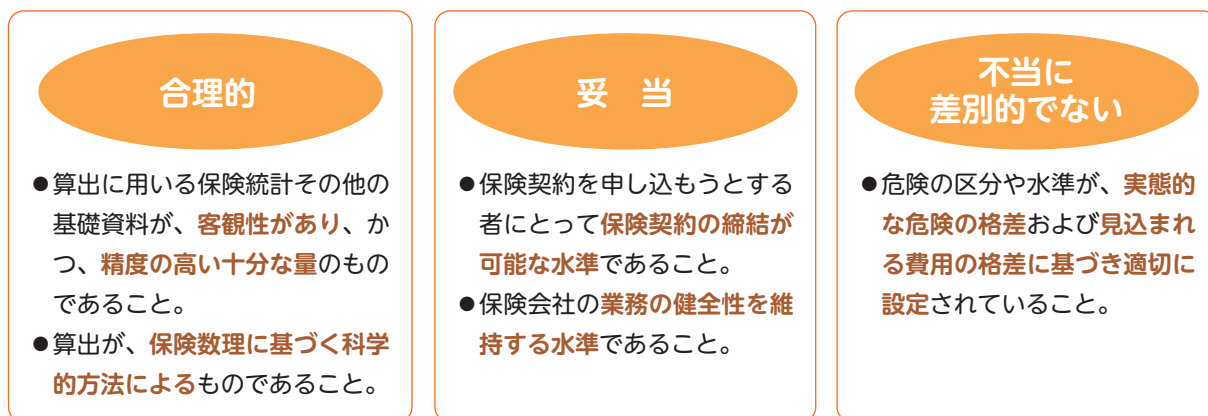
- 「基準料率」とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して地震保険の「基準料率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができ、現在、全ての保険会社が「基準料率」を使用しています。

(2) 保険料率の3つの原則

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

基準料率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

基準料率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

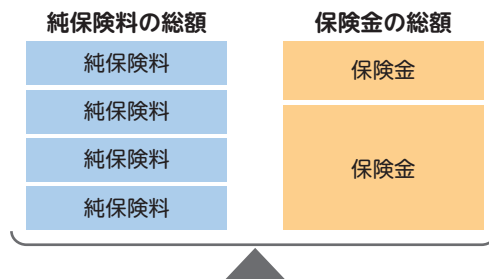


memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



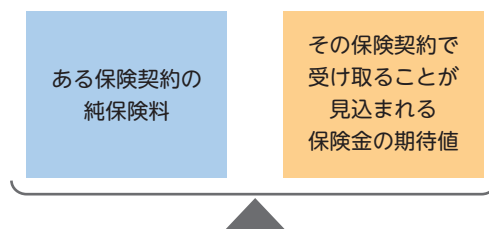
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



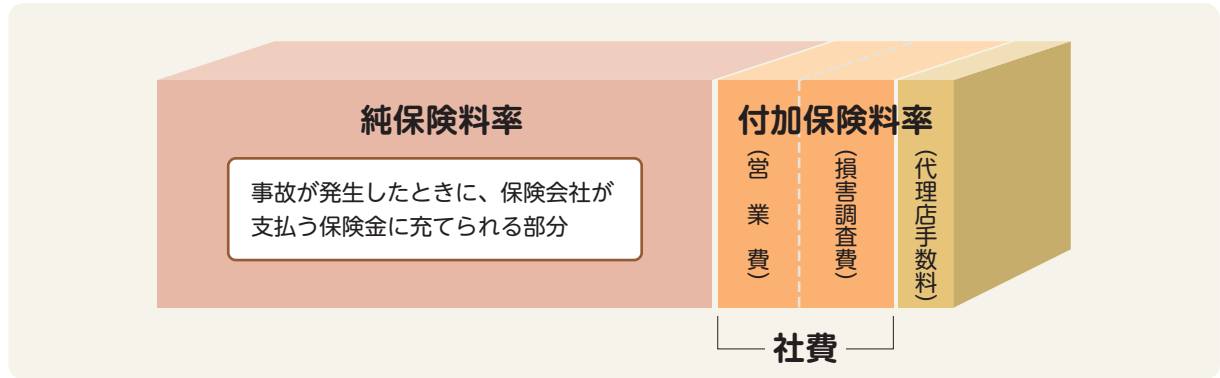
「保険料率の3つの原則」のほか、地震保険に関する法律では、「保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない」と規定されています。

(3) 地震保険基準料率の構成

地震保険基準料率は、保険金の支払いに充てられる「純保険料率」と、事業経費に充てられる「付加保険料率」から成り立っています。

「付加保険料率」は、契約の事務処理や損害の調査などに充てられる「社費」と、契約の募集を行う代理店に支払う「代理店手数料」に分けられます。

■ 地震保険基準料率の構成



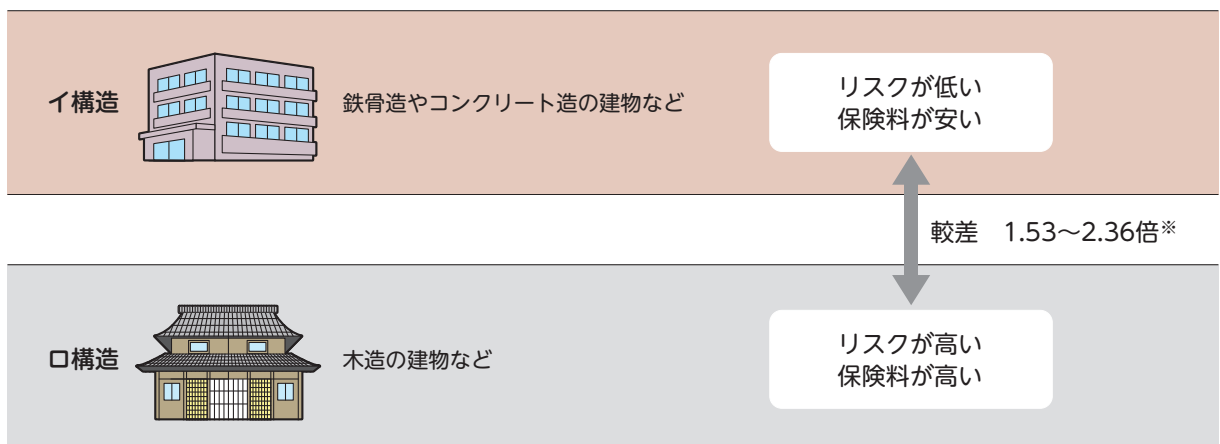
(4) 地震保険の料率区分

地震保険の保険料率には、保険契約者が支払う地震保険料が、建物の構造や所在地など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。さらに、一定の基準に基づく耐震性能を備えた建物については、割引を設けています。

① 建物の構造

建物の構造が異なると、地震の揺れによる損壊や火災による焼失などのリスクが異なるため、保険料率を建物の構造により区分しています。

■ 地震保険基準料率における建物の構造



※較差はイ構造とロ構造の保険料率を比較したものです。なお、この較差は建物の所在地によって異なります。



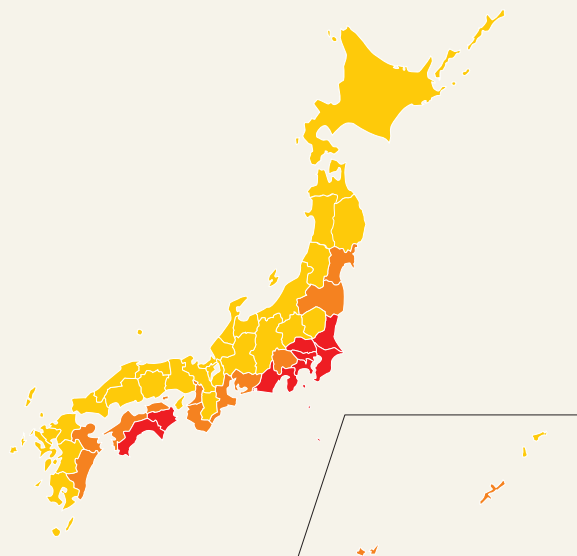
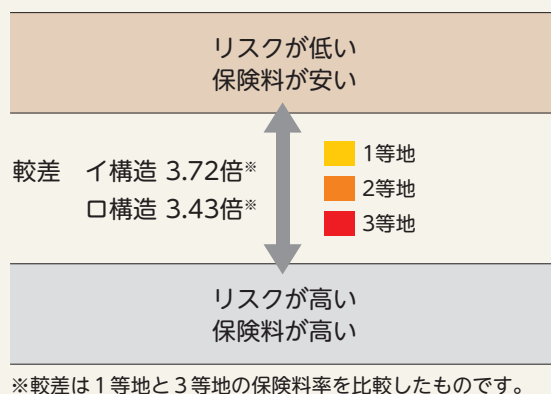
地震保険基準料率の特徴（付加保険料率）

- ・民間企業である保険会社が販売する一般的な保険には、「付加保険料率」の中に利潤が織り込まれています。しかし地震保険は、政府と保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であるため、利潤を織り込んでいません。
- ・また、地震保険は火災保険とあわせて契約する方式を採用することで、火災保険と重複する事務処理を省いて経費を抑えています。

② 建物の所在地

地震発生リスクなどは地域により異なるため、保険料率を建物の所在地（等地別）により区分しています。

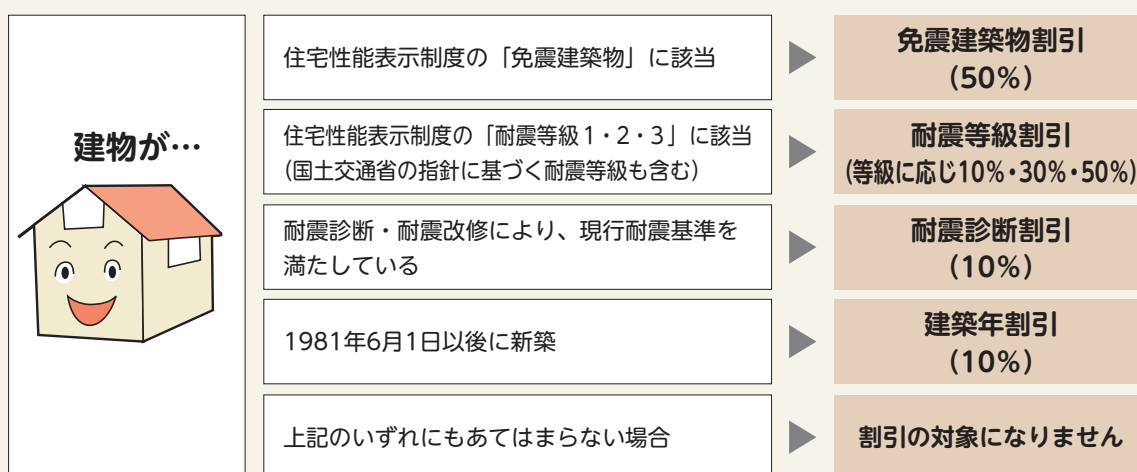
■ 地震保険基準料率における建物所在地による区分



③ 割引

一定の基準に基づく耐震性能を備えた建物には割引が適用されます。割引は、建物の耐震性能に応じて設けており、免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引の4種類があります。なお、これら4種類の割引は、重複して適用されません。

■ 地震保険基準料率における割引率



2 地震保険の基準料率の算出

地震は発生頻度が低く、時に被害が巨大になる等の特性を持つため、短期間の実績データのみに基づいて保険料率を算出することはできません。そこで地震保険では、純保険料率については、地震が現在発生した場合の支払保険金を被害予測シミュレーションにより予測し算出しています。付加保険料率は、営業費・損害調査費・代理店手数料の別に算出しています。

(1) 地震保険の料率算出の困難性と解決方法

地震リスクは、火災等に比べ発生頻度が低く、かつ発生時期が不規則であり、また、ひとたび大地震が発生すると巨大な損害をもたらすという特性を持っています。このため、制度発足以来数十年ほどしかない地震保険の支払実績データでは、十分ではありません。

地震の発生については、「どこで」、「どのくらいの大きさ」の地震が、「いつ」発生するかを正確に予知することは、最新の科学の知見をもってしても困難とされています。一方、規模が大きな海溝型地震^{※1}や活断層の地震^{※2}は、同じ場所で繰り返し発生することが知られており、長期的には、その大きさや発生間隔をある程度予測することが可能であると考えられています。こうした地震発生の長期予測について、多くの研究者の議論を経て全国統一の基準でまとめたものが、地震調査研究推進本部（地震本部）が公表している確率論的地震動予測地図（予測地図）です^{※3}。

そこで地震保険の料率算出にあたっては、予測地図の作成に用いられた客観的で高精度の地震発生データ（震源モデル）を利用し、被害予測シミュレーションにより将来の支払保険金を予測し、純保険料率を算出しています（震源モデルと純保険料算出の関係は、memo 予測地図と地震保険基準料率の関係（P40）参照）。

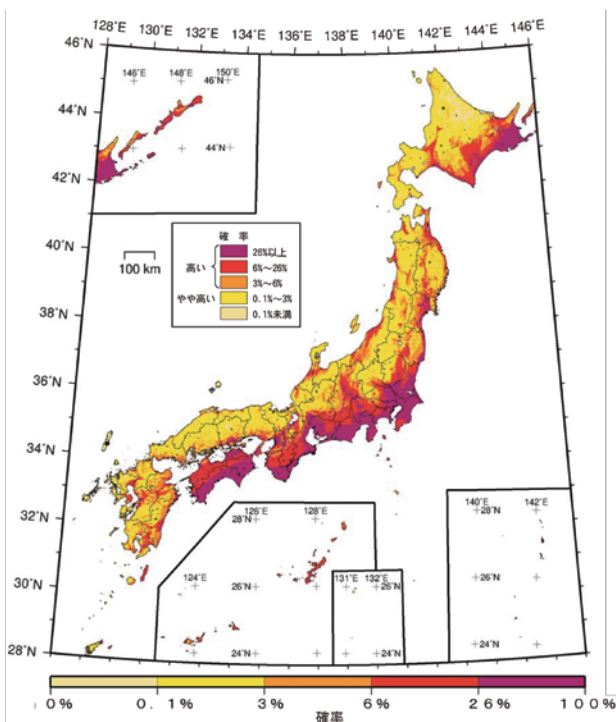
※1 海溝型地震は、海のプレートと陸のプレートの境界付近で発生する地震です。

※2 活断層の地震は、陸のプレート内部の断層で活動することが推定される地震です。

※3 地震本部は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ設置された政府の機関で、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究を一元的に推進しています。予測地図は2005年3月にはじめて公表され、以後、順次改訂されています。詳細は、地震本部のウェブサイト（<https://www.jishin.go.jp>）をご参照ください。

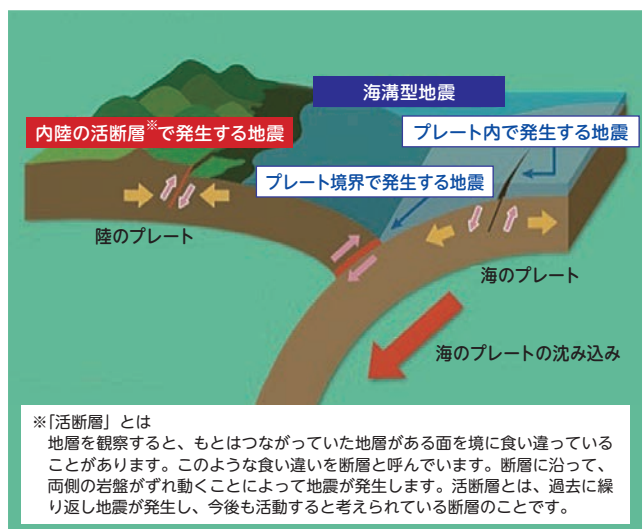
■ 確率論的地震動予測地図の例

2020年から30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率



※地震調査研究推進本部ウェブサイトによります。

■ 日本列島周辺で発生する地震のタイプ



※「地震を正しく恐れる」（地震調査研究推進本部）から作成。

(2) 被害予測シミュレーションと純保険料率の算出方法

地震保険の基準料率では、次のステップ①～④の被害予測シミュレーションを行った上で、ステップ⑤により純保険料率を算出します。

ステップ① 震源モデルにおける震源断層、地震規模、平均発生間隔を用いて、どこがどの程度揺れるか、どこまでどの程度の規模の津波が押し寄せるかなどを、計算します。

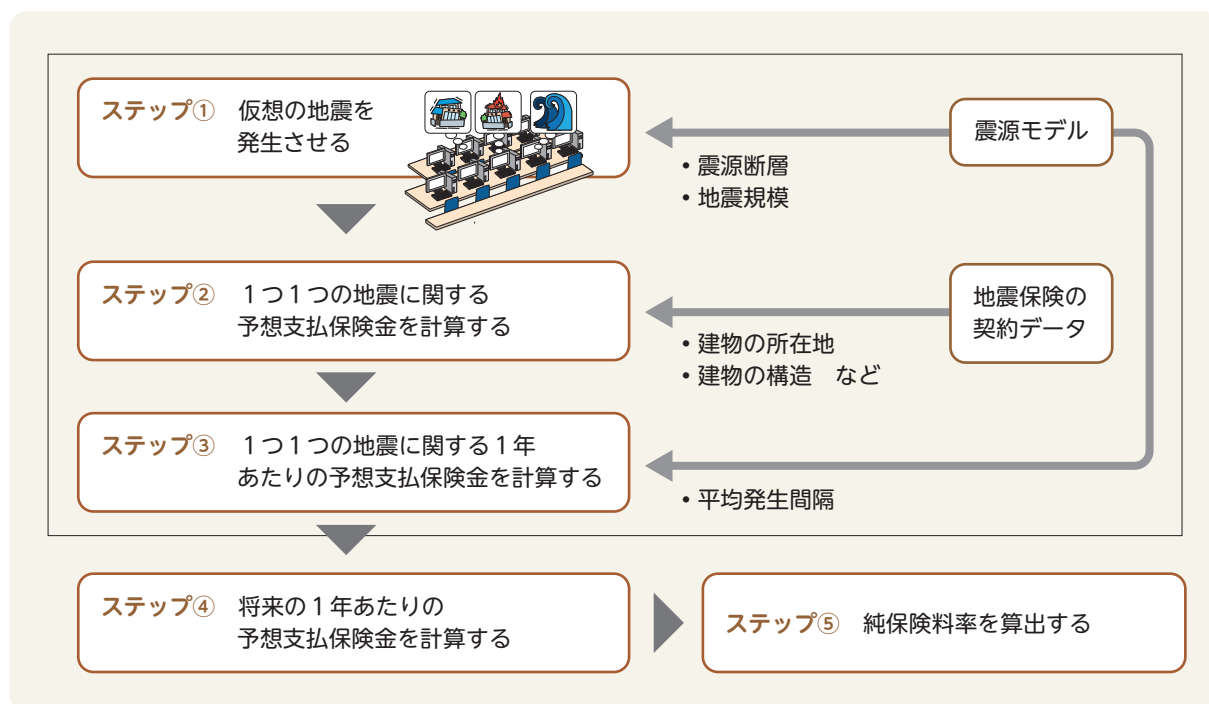
ステップ② 現在の地震保険の契約データに基づき、ステップ①の各地震が発生したときに、どの程度の保険金が支払われるか計算します。

ステップ③ 各地震が発生する確率を考慮して、1年あたりの予想支払保険金を計算します。例えば、2000年に一度発生する地震であれば、ステップ②の計算結果に1/2000をかけます。

ステップ④ ステップ①～③の計算を全ての地震について行い、足し合わせて将来の1年あたりの予想支払保険金を計算します。

ステップ⑤ 将来の1年あたりの予想支払保険金を保険金額で除して、純保険料率を算出します。

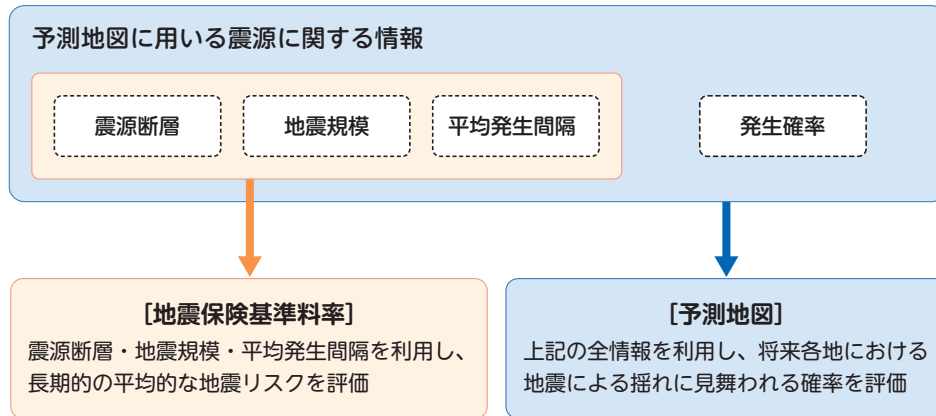
■被害予測シミュレーションのイメージ



memo

予測地図と地震保険基準料率の関係

予測地図の作成には、震源断層、地震規模、平均発生間隔、発生確率といった震源に関する情報が用いられています。これに対して、地震保険基準料率の算出では、震源断層、地震規模、平均発生間隔を用いており、発生確率は用いていません。これは、予測地図が「今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率」のように、将来、各地における地震による揺れに見舞われる確率を評価するものであるのに対し、地震保険基準料率は長期的な収支相償を前提とした長期間の平均的な地震リスクを評価するものであるためです。



(3) 付加保険料率の算出方法

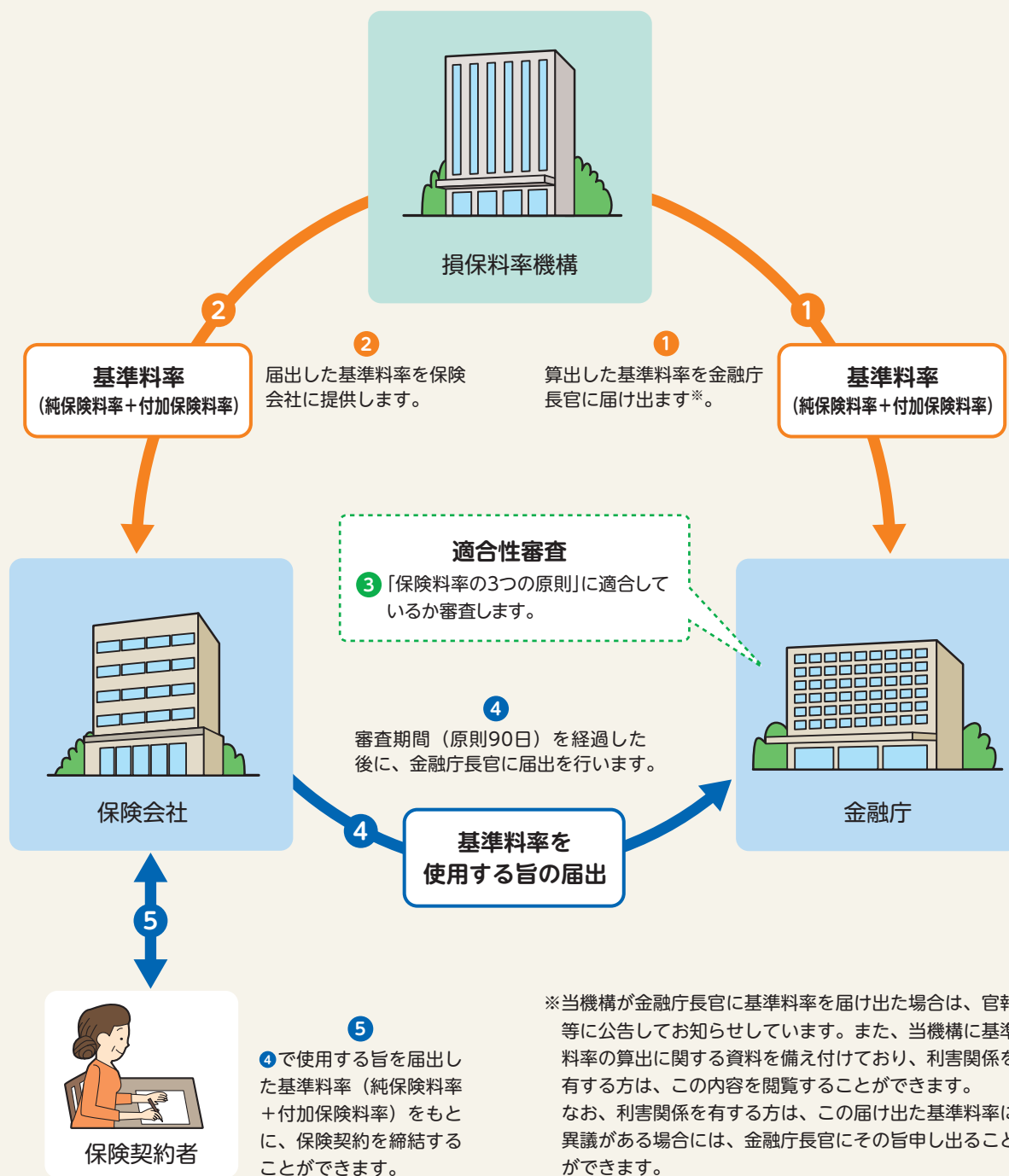
付加保険料率は、営業費・損害調査費・代理店手数料の別に算出しています。

- 営業費（契約の事務処理等のために要する諸費用）は保険会社、代理店手数料（契約の募集を行う代理店に支払う手数料）は代理店に対して、それぞれ実態調査を行い算出します。
- 損害調査費（事故が発生したときの損害調査のために要する諸費用）は、被害予測シミュレーションを行い、各地震の予想支払件数を基に損害調査が必要となる件数を求め、これらに要する費用を積算して算出しています。

3 地震保険の基準料率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した地震保険基準料率の届出を行い、基準料率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

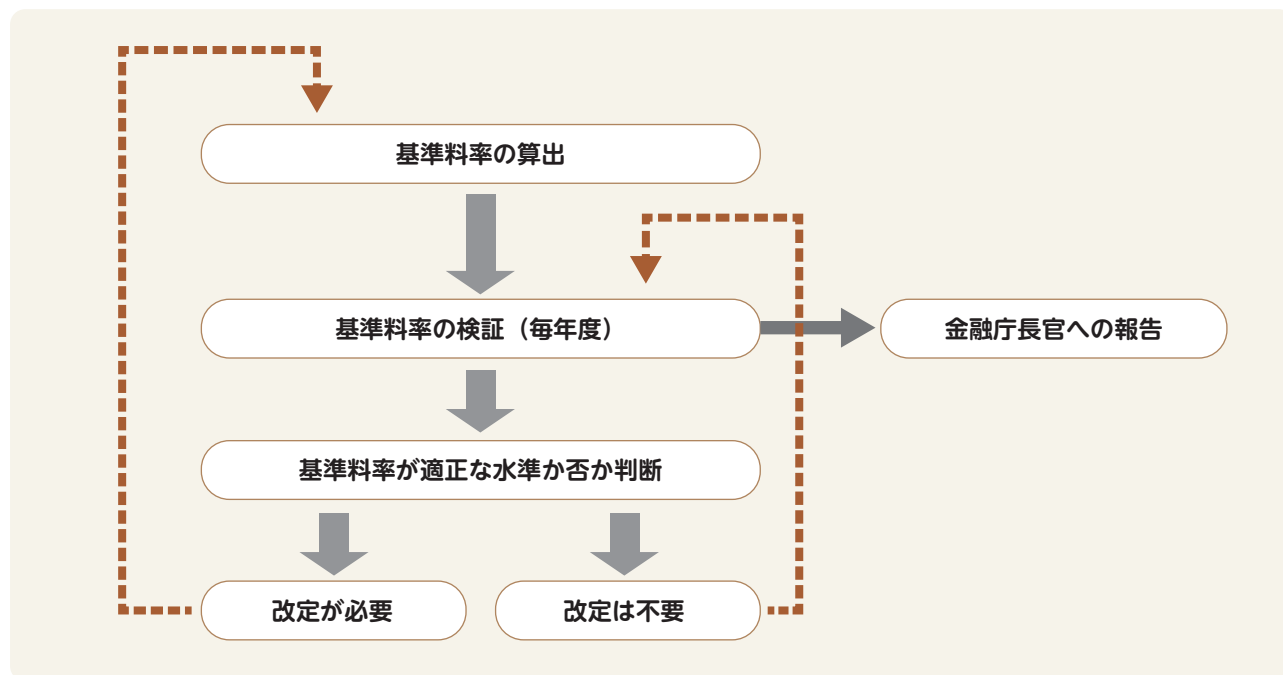
■ 地震保険基準料率の算出後の流れ



4 地震保険の基準料率の検証と改定

基準料率は、算出した時点では適正であっても、社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では基準料率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば基準料率の改定の届出を行います。

■地震保険基準料率の検証と改定の流れ



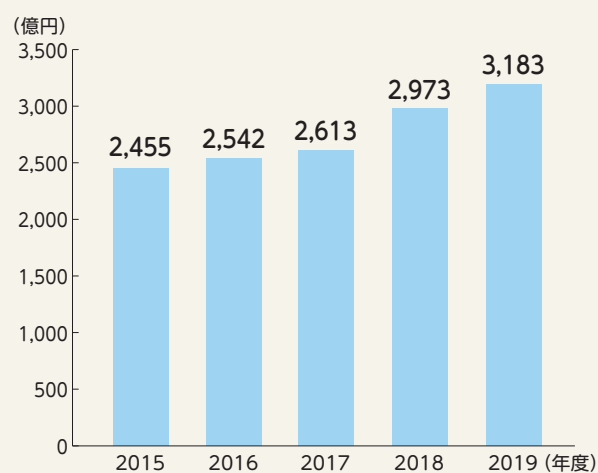
3 地震保険の現況

保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

近年、地震保険の保険料は増加傾向にあります。

図10 保険料の推移



保険料

図10の「保険料」は、2-1(1)地震保険の保険料率（P34）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

保険料はリトン・ベシスの数値です。リトン・ベシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。



全国の契約状況

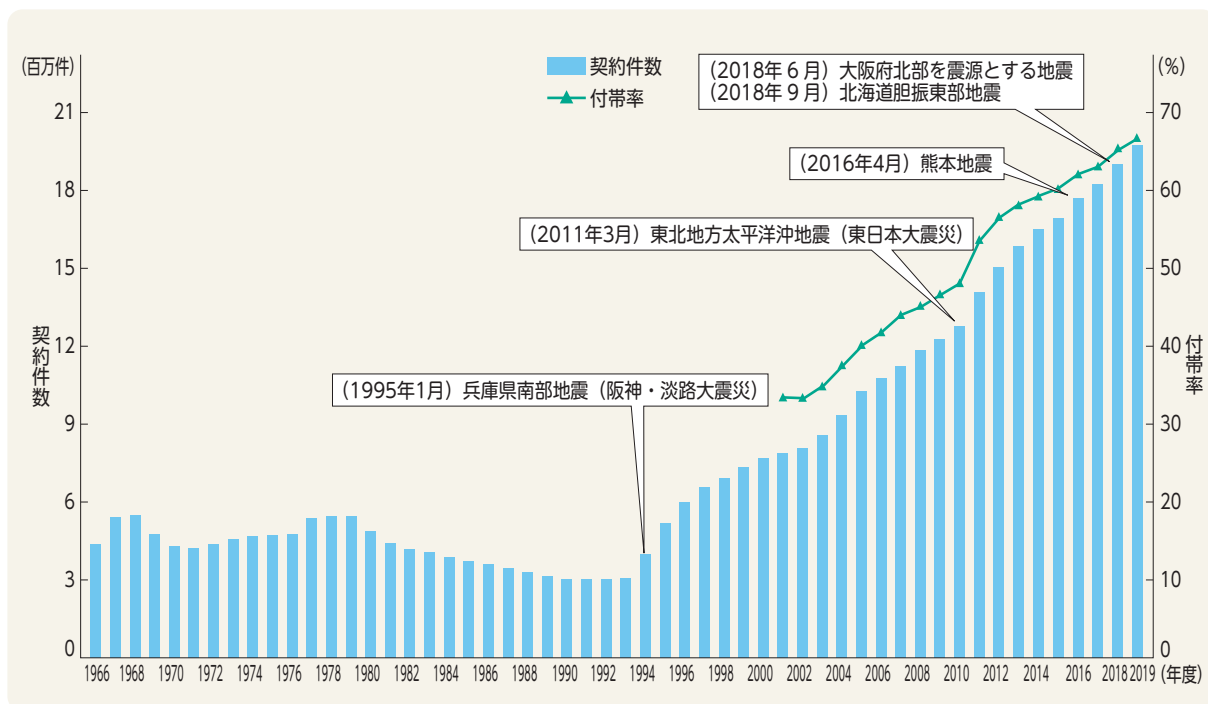
地震保険の契約件数※は、1966年の地震保険制度創設以来、横ばいないし減少傾向で推移していましたが、1995年1月の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に大きく増加傾向となっています。被害の大きな地震はその後も続いており、契約件数の増加傾向も継続しています。契約件数は、2019年度末現在で1,974万件、対前年比では3.9%の増加となっています。

また、2019年度の付帯率※は66.7%となっています。

※契約件数、付帯率

契 約 件 数	当該年度末において有効な地震保険契約の件数
付 帯 率	当該年度に契約された火災保険（住宅物件）の件数のうち、地震保険を付帯している件数の割合（2001年度から集計を開始）

図11 地震保険の契約件数、付帯率の推移



2 保険金（支払い）の状況

地震保険制度の創設以降、保険金の支払いが多かった上位20位すべての地震は、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）以降に発生したものです。その要因の一つとしては、兵庫県南部地震を契機に地震保険の契約件数が増加した結果、地震被害が発生した際により多くの保険契約者に保険金が支払われるようになったことが考えられます。

図12 地震保険創設以降で保険金の支払いが多かった地震（上位20位）

[2020年3月31日現在]

	地震名等	発生日	規模 (マグニチュード)	支払件数 [件]	保険金 [百万円]
1	平成23年東北地方太平洋沖地震	2011年3月11日	9.0	821,205	1,286,152
2	平成28年熊本地震	2016年4月14日	7.3	212,316	388,308
3	大阪府北部を震源とする地震	2018年6月18日	6.1	145,664	116,217
4	平成7年兵庫県南部地震	1995年1月17日	7.3	65,427	78,346
5	平成30年北海道胆振東部地震	2018年9月6日	6.7	66,493	49,443
6	宮城県沖を震源とする地震	2011年4月7日	7.2	31,018	32,408
7	福岡県西方沖を震源とする地震	2005年3月20日	7.0	22,066	16,973
8	平成13年芸予地震	2001年3月24日	6.7	24,453	16,942
9	平成16年新潟県中越地震	2004年10月23日	6.8	12,609	14,897
10	平成19年新潟県中越沖地震	2007年7月16日	6.8	7,873	8,251
11	福岡県西方沖を震源とする地震	2005年4月20日	5.8	11,338	6,430
12	平成15年十勝沖地震	2003年9月26日	8.0	10,553	5,990
13	平成20年岩手・宮城内陸地震	2008年6月14日	7.2	8,276	5,545
14	鳥取県中部を震源とする地震	2016年10月21日	6.6	7,110	5,515
15	駿河湾を震源とする地震	2009年8月11日	6.5	9,546	5,190
16	静岡県東部を震源とする地震	2011年3月15日	6.4	5,450	4,742
17	岩手県沿岸北部を震源とする地震	2008年7月24日	6.8	7,756	3,973
18	福島県浜通りを震源とする地震	2011年4月11日	7.0	2,382	3,683
19	長野県中部を震源とする地震	2011年6月30日	5.4	2,992	3,337
20	胆振地方中東部を震源とする地震	2019年2月21日	5.8	4,551	3,280

※「日本地震再保険の現状2020」（日本地震再保険株式会社）から作成。
平成28年熊本地震の規模（マグニチュード）は、一連の地震におけるこれまでの最大値を記載。



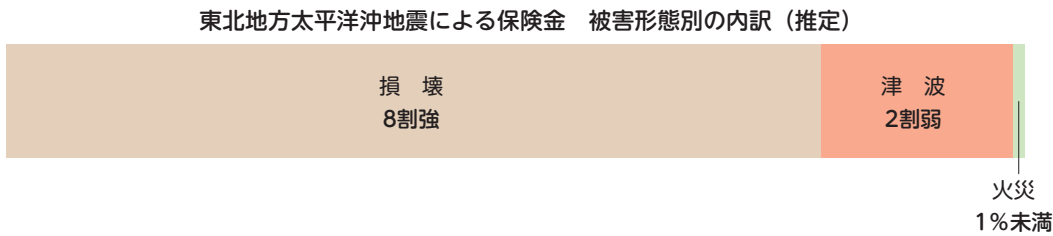
地震の名称

地震の正式な名称は、「元号（西暦年）」と「震央の地名」を用いるなどして気象庁が命名します。また、地震によって生じる災害に対して、政府が別の名称を付けることがあります。例えば、気象庁が命名した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」による災害は、政府として「東日本大震災」と呼称しており、地震そのものと、その地震によって引き起こされた災害とで使い分けられています。

東北地方太平洋沖地震での保険金 津波によるものは全体の2割弱（推定）

東北地方太平洋沖地震では、東日本の太平洋沿岸に巨大な津波が襲来し多くの人命が失われました。一方、地震保険で補償している建物や家財をみると、当機構において推定した地震保険の保険金に占める津波の割合は、2割弱となっています*。また、津波以外では、地震の揺れによる損壊被害（液状化等を含む）が8割強と大部分を占めており、内陸部でも地震の揺れによる大きな被害が生じた地震であったことが分かります。

*保険会社から報告された支払データの住所情報と国土交通省による津波浸水区域の調査結果などを用いて推定。



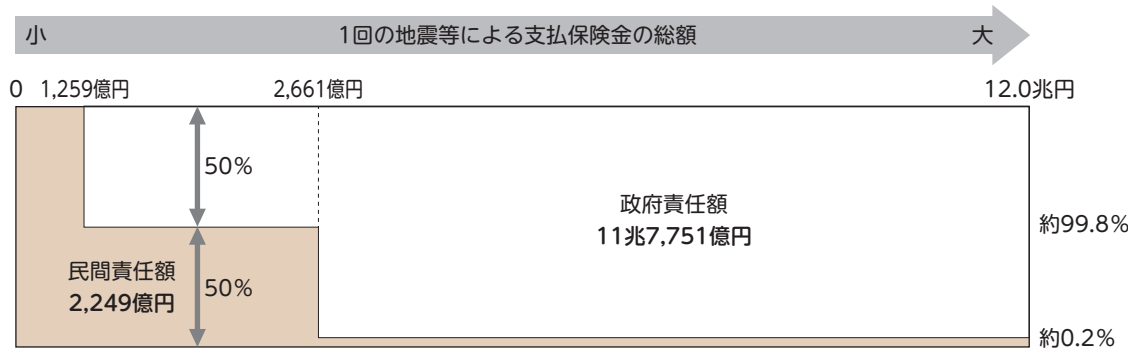
政府による再保険

地震保険では、大規模地震による巨額な損害を民間の損害保険会社だけでは補償しきれない事態を想定し、政府が再保険することにより、政府と民間が分担して補償する仕組みとしています。

分担方法（これを「再保険スキーム」といいます）は、1966年の制度創設以来何度か見直されていますが、1回の地震等による支払保険金の総額が大きくなるにつれ、政府の負担割合が大きくなる仕組みになっています。下図は、再保険スキームを図示したものです。横軸は1回の地震等による支払保険金の総額、縦軸は民間の保険会社と政府の負担割合を示しています。

なお、制度創設以来、政府による補償が行われたのは、兵庫県南部地震、東北地方太平洋沖地震、熊本地震、大阪府北部を震源とする地震の4つの地震です。

再保険スキーム（2021年4月1日以降に発生した地震等に適用）



トピックス 3

地震保険基準料率の段階改定

地震保険では、東北地方太平洋沖地震を契機とした基礎データの更新などにより、基準料率の大幅な引上げが必要となったことを受け、3段階に分けて料率水準を引き上げる段階改定を行うこととしました。当機構では、各種基礎データを各改定時に最新のものに更新しながら、段階的に改定の届出を行い、3回目の改定を2019年5月28日に届け出ました。

[段階改定を行うこととなった主な理由・背景]

(1) 各種基礎データの更新など

- 震源モデルにおける震源断層、地震規模、平均発生間隔の見直し※1
- 地盤データなどの更新※1
- 被害関数※2の改良

※1 地震本部が作成した予測地図2014年版の震源モデル（改良のポイントは次頁参照）と地盤データ

※2 揺れの大きさと揺れによる被害の関係

(2) 地震保険に関する法律施行令の改正

（2015年9月30日公布、2017年1月1日施行）

- 従来の「半損」を「大半損」と「小半損」に分割

(3) 地震保険制度に関するプロジェクトチームフォローアップ会合における「議論のとりまとめ」

（財務省から2015年6月24日に公表）

- 保険契約者の負担感が高まることへの懸念、地震保険への加入率確保の観点から、複数段階に分けた引上げも考えられる。

震源モデルの更新にともない、地震リスクがより高く評価されたため、大幅な引上げが必要な状況となりました。

都道府県ごとに3段階に分けて料率改定を行うこととしました。

1回目改定（2015年9月30日届出）：全国平均で5.1%の引上げ
⇒2017年1月1日～2018年12月31日に保険期間の始期を有する保険契約に適用

2回目改定（2017年6月15日届出）：全国平均で3.8%の引上げ
⇒2019年1月1日～2020年12月31日に保険期間の始期を有する保険契約に適用

3回目改定（2019年5月28日届出）：全国平均で5.1%の引上げ
⇒2021年1月1日以降に保険期間の始期を有する保険契約に適用

各改定の詳細については当機構のウェブサイトをご参照ください。

（1回目）https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/201509_news.html

（2回目）https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/201706_news.html

（3回目）https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/201905_news.html

参考 2014年版予測地図における震源モデルの改良のポイント

2種類の地震

震源特定地震

長期評価（地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測したもの）の対象となる地震



震源不特定地震

長期評価されていない、発生位置、規模、発生間隔などが明らかでない地震（震源特定地震に該当しないもの）

予測地図を作成

東北地方太平洋沖地震の課題1

東北地方太平洋沖地震型の地震が、長期評価の対象外だった

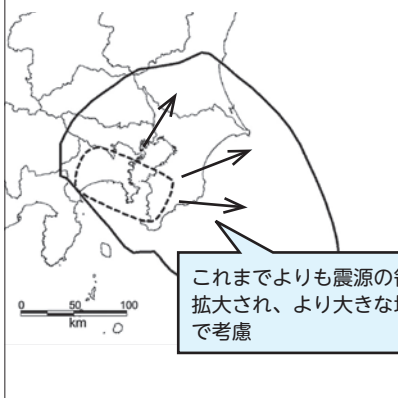
東北地方太平洋沖地震の課題2

震源不特定地震の考慮が不十分だった

改良ポイント1

- ① 東北地方太平洋沖地震型の地震を長期評価の対象に追加
- ② ①のほかにも長期評価の対象としてこれまでより大きな地震を考慮（相模トラフなど）

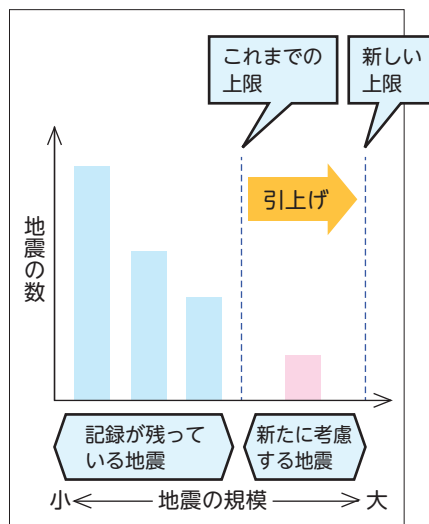
（例）相模トラフの最大規模地震



参考文献※3をもとに当機構で作成

改良ポイント2

考慮する震源不特定地震の規模を、「記録が残っている最大のもの」から「理論上想定される最大のもの」に引上げ など



参考文献※3をもとに当機構で作成

※3 「全国地震動予測地図2014年版～全国地震動ハザードを概観して～」 （地震調査研究推進本部）

memo

震源モデルについて

地震本部は、2014年版予測地図の公表後も一部震源モデルの改良・更新を続けており、それらを反映した予測地図を順次公表しています（最新版は2020年版予測地図）。

トピックス 4

地震による建物の被害（津波）

津波浸水想定地域に居住する世帯数は、少なくとも約120万世帯※¹にのぼります。津波による建物被害は、浸水深（浸水した際の、水面から地面までの深さ）と強い関係がありますが、浸水深が浅い場合であっても、被害を受けた建物が全壊となる場合があります。

地震保険では、津波による建物の損害に対しても、保険金が支払われます。

津波は、海底地形の急激な変動に伴う海水の上下動によって生じます。そのため、陸地で大きな揺れが観測されない場合であっても、大規模な津波が発生することがあります。

津波による被害（東北地方太平洋沖地震）※²

東北地方太平洋沖地震では、津波により約24万棟が被災し、うち、約14万棟が全壊となりました。

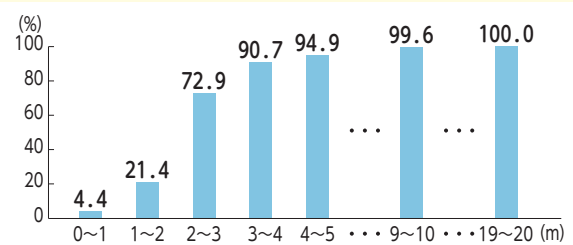
右のグラフのとおり、浸水深が高いほど全壊割合は高くなりますが、浸水深が1m以下の場合であっても被災した建物の4.4%が全壊となっています。

この要因として、大量の水による激しい

流れにより、浸水深が浅い場合であっても、建物が流失する可能性があること、津波による流失物が建物に衝突したことなどが考えられます。

また、津波による浸水は、津波が河川を遡上したことによって、海岸線から10km程度離れた地点でも確認されており、沿岸部だけでなく広い範囲で注意が必要です※³。

図13 浸水深別での建物の全壊割合



今後発生する可能性のある津波への備え

将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震では、約14万～19万棟の建物が津波によって全壊するという推定結果※⁴もあります。

沿岸部にお住まいの方だけでなく、海岸から離れた地域にお住まいの方も、まずは、お住まいの地域の津波リスクを把握し、避難場所・避難経路を確認するなど、身を守るための日頃の備えが重要です。また、地震保険が、建物に被害が生じた場合の経済的な負担軽減策の一つとして有効と考えられます。

参考

お住まいの地域の津波リスクは、国土交通省や各自治体で公表されているハザードマップで確認いただけます。

- ・「国土交通省ハザードマップ」
<https://disaportal.gsi.go.jp/>

※¹ 「まちづくりをめぐる状況について」（国土交通省）の「津波浸水想定地域に居住する世帯の状況（全国における推計）」を参照。世帯数は、津波浸水想定が公表されている24道府県での値である。

※² 国土交通省ウェブサイト（<https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi-hukkou-arkaibu.html>）から作成。

※³ 「石巻市 東日本大震災による津波浸水域図」を参照。

※⁴ 「南海トラフ巨大地震の被害想定について（建物被害・人的被害）」（内閣府）における「建物等被害」を参照。

第Ⅳ部

すまいに関する 保険関連の統計

1 火災保険統計

第1表 火災保険 総括表	52
第2表 火災保険 住宅物件都道府県別統計表〈2019年度〉	53
第3表 火災保険 住宅物件構造別統計表〈2019年度〉	54
第4表 火災保険 住宅物件保険対象別統計表〈2019年度〉	54
第5表 火災保険 住宅物件保険期間別統計表〈2019年度〉	55
第6表 火災保険 住宅物件事故種別支払統計表	56

2 地震保険統計

第7表 地震保険 総括表	60
第8表 地震保険 都道府県別統計表〈2019年度〉	61
第9表 地震保険 都道府県・保険対象・構造別統計表〈2019年度〉	62
第10表 地震保険 保険期間別統計表〈2019年度〉	66
第11表 地震保険 保険金額別統計表〈2019年度〉	67
第12表 地震保険 都道府県別付帯率の推移	68
第13表 地震保険 割引種類別統計表〈2019年度〉	69

3 関連情報

第14表 住宅火災発生状況の推移	70
第15表 集中豪雨の年間観測回数の推移	71

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

1 火災保険統計

【火災保険の統計数値について】

- (1) 新契約欄は、リトン・ベイス（P22参照）の数値です。
 (2) 支払欄は、特別に記載のない限り、リトン・ベイス（P22参照）の数値です。

第1表 火災保険 総括表

年度	物件	新契約			支払	
		件数	保険金額 百万円	保険料 千円	件数	保険金 千円
2015	住宅物件	12,846,158	188,363,397	563,979,636	431,647	209,524,617
	一般物件	3,684,803	291,346,165	367,589,387	218,777	209,724,440
	工場物件	189,205	246,961,243	171,841,217	22,697	104,955,545
	倉庫物件	13,575	27,665,064	3,933,333	216	2,310,671
	物件計	16,733,741	754,335,870	1,107,343,574	673,337	526,515,275
2016	住宅物件	12,817,688	181,648,541	425,505,247	377,640	163,598,350
	一般物件	3,616,056	281,525,797	316,930,896	191,241	159,741,526
	工場物件	185,053	254,200,192	146,462,472	20,777	73,567,541
	倉庫物件	13,013	26,688,342	3,905,220	202	695,381
	物件計	16,631,810	744,062,874	892,803,837	589,860	397,602,799
2017	住宅物件	12,732,710	184,043,766	428,462,813	469,740	204,792,597
	一般物件	3,623,892	285,885,759	324,637,659	226,456	191,600,192
	工場物件	182,985	263,102,433	152,736,314	27,539	106,041,898
	倉庫物件	12,721	26,979,758	3,743,647	288	1,105,407
	物件計	16,552,308	760,011,717	909,580,434	724,023	503,540,095
2018	住宅物件	12,979,005	198,561,625	466,711,288	1,079,929	732,018,746
	一般物件	3,671,036	301,594,174	354,404,467	429,471	581,232,357
	工場物件	182,328	280,843,257	163,658,409	55,671	218,022,379
	倉庫物件	12,390	27,753,558	3,711,595	715	4,666,700
	物件計	16,844,759	808,752,615	988,485,760	1,565,786	1,535,940,183
2019	住宅物件	13,024,025	207,191,693	509,323,874	858,846	661,117,966
	一般物件	3,720,232	312,704,322	417,531,528	326,522	485,242,265
	工場物件	185,748	303,723,812	194,738,948	36,887	240,450,527
	倉庫物件	10,880	24,248,680	4,348,009	369	2,712,525
	物件計	16,940,885	847,868,509	1,125,942,360	1,222,624	1,389,523,285

- ※1 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。
 ※2 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
 ※3 工場物件には石油物件を含みません。

第2表 火災保険 住宅物件都道府県別統計表 (2019年度)

都道府県	新契約			支払	
	件数	保険金額	保険料	件数	保険金
		百万円	千円		千円
北海道	642,061	8,774,171	22,589,209	33,808	17,797,970
青森	107,982	1,411,480	4,584,170	2,981	1,570,692
岩手	84,875	1,214,629	3,334,416	2,372	1,920,938
宮城	274,541	4,027,267	9,274,798	11,279	15,458,619
秋田	70,930	1,067,219	3,383,056	3,073	1,525,188
山形	75,310	1,195,546	3,724,145	3,452	1,740,186
福島	168,763	2,545,399	6,046,097	10,485	43,077,013
茨城	268,890	3,830,447	9,652,929	30,277	22,248,790
栃木	180,124	2,793,637	7,074,635	10,587	16,490,187
群馬	168,212	2,563,117	6,817,520	8,640	5,709,658
埼玉	729,744	10,825,930	26,291,641	42,073	25,522,921
千葉	664,800	9,970,604	24,728,780	134,344	133,645,350
東京都	1,873,622	41,123,288	66,398,149	107,977	62,605,682
神奈川県	1,058,587	16,489,345	38,268,248	113,549	80,017,876
新潟	162,325	2,582,553	6,843,209	5,383	2,377,681
富山	87,916	1,593,173	3,740,109	3,485	1,606,369
石川	108,073	1,726,290	4,217,982	4,896	1,845,924
福井	68,698	1,195,500	3,464,318	4,028	1,935,852
山梨	86,954	1,494,580	3,796,139	5,943	3,541,427
長野	159,974	2,874,387	7,488,956	7,362	11,917,830
岐阜	186,009	2,858,867	8,471,143	9,353	4,246,199
静岡	330,950	4,971,726	13,101,294	20,793	13,096,211
愛知	761,950	10,703,440	28,685,859	31,960	13,614,500
三重	157,799	2,390,322	6,996,238	8,443	4,266,863
滋賀	108,117	1,707,131	4,613,631	6,247	3,744,701
京都	286,831	4,257,050	9,957,151	15,544	12,053,207
大阪府	1,008,291	14,941,394	33,710,441	75,648	82,715,363
兵庫県	511,049	8,147,277	19,121,434	22,354	13,677,941
奈良	119,089	2,091,114	5,506,335	5,172	3,495,479
和歌山	99,298	1,419,578	4,268,982	6,592	5,279,788
鳥取	48,204	744,979	2,001,915	1,506	576,027
島根	43,271	604,711	1,611,363	1,168	531,779
岡山	170,930	2,578,654	7,182,874	4,892	2,403,617
広島	255,877	3,882,118	10,355,621	8,228	3,260,196
山口	129,843	1,824,507	6,106,012	4,516	1,859,058
徳島	61,280	922,807	2,616,278	2,152	937,128
香川	94,414	1,356,445	3,314,340	2,609	992,489
愛媛	117,185	1,662,679	4,215,107	3,060	1,174,124
高知	57,797	826,959	2,223,148	1,381	580,215
福岡	588,336	8,154,989	27,799,279	38,441	17,004,587
佐賀	78,011	1,114,581	4,548,043	6,175	7,202,352
長崎	120,668	1,632,589	6,233,641	7,383	3,270,634
熊本	232,470	3,476,530	14,577,978	11,186	4,685,478
大分	100,601	1,437,729	5,005,869	3,158	1,473,116
宮崎	88,910	1,163,657	4,625,102	5,937	2,580,589
鹿児島	144,622	1,896,845	7,943,165	5,535	2,348,961
沖縄	76,175	1,073,643	2,690,803	3,419	1,491,210
分類不能	3,667	50,790	122,298	0	X
合 計	13,024,025	207,191,693	509,323,874	858,846	661,117,966

※1 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。

※2 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

※3 支払件数が僅少の場合、支払保険金欄には「X」を表示しています。ただし、合計には含めています。

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

第3表 火災保険 住宅物件構造別統計表〈2019年度〉

構造	新契約			支払	
	件数	保険金額	保険料	件数	保険金
M構造	3,589,664	50,724,659 ^{百万円}	81,924,928 ^{千円}	145,348	79,026,148 ^{千円}
T構造	2,902,295	54,889,818	112,853,116	180,178	123,853,416
H構造	6,469,881	100,934,434	313,031,131	431,288	357,830,844
その他・不明	62,185	642,781	1,514,697	102,032	100,407,557
合 計	13,024,025	207,191,693	509,323,874	858,846	661,117,966

※1 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。

※2 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

第4表 火災保険 住宅物件保険対象別統計表〈2019年度〉

保険対象	新契約			支払	
	件数	保険金額	保険料	件数	保険金
建物	3,873,037	87,815,978 ^{百万円}	205,237,060 ^{千円}	645,443	489,299,018 ^{千円}
家財	5,799,567	35,991,210	67,099,331	41,845	20,713,413
混合・不明	3,351,421	83,384,504	236,987,482	171,558	151,105,535
合 計	13,024,025	207,191,693	509,323,874	858,846	661,117,966

※1 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。

※2 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

※3 「保険対象」の「混合」とは、同一証券で建物と家財あるいは動産を引き受ける場合をいいます。

第5表 火災保険 住宅物件保険期間別統計表〈2019年度〉

保険期間	新契約		
	件数	保険金額	保険料
短期（1年未満）	25,277	11,463,795	4,191,646
1年	3,368,485	42,828,384	64,552,870
2年	2,390,844	7,838,911	27,323,231
3年	387,569	6,584,406	14,152,181
4年	13,832	135,174	396,294
5年	5,713,431	113,841,722	225,008,818
6年	12,588	260,263	688,805
7年	1,346	25,433	158,032
8年	721	15,560	119,378
9年	675	16,068	119,667
10年	1,048,147	23,537,190	171,346,830
その他	61,110	644,783	1,266,119
不明	0	0	0
合 計	13,024,025	207,191,693	509,323,874

※1 「件数」は証券件数を表します。

※2 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

第6表 火災保険 住宅物件事故種別支払統計表

事故種別		2014年度		2015年度	
		件数	保険金 千円	件数	保険金 千円
火災、破裂・爆発		7,500	31,114,086	7,150	28,844,986
落雷		26,423	6,946,395	16,408	4,812,453
自然災害	(風災・ひょう災)	68,796	28,346,441	148,551	81,020,266
	(雪災)	23,812	13,832,715	30,924	15,074,541
	(水災)	3,379	9,789,787	3,608	14,663,398
その他	(水濡れ)	35,376	18,597,946	40,152	21,104,825
	(水濡れ以外)	132,516	22,488,820	167,264	29,087,190
合 計		297,802	131,116,190	414,057	194,607,659

※1 「件数」および「保険金」について、2014年度から2018年度は対象年度に発生した事故に対して、当該年度およびその翌年度に支払った件数および保険金を集計したもの、2019年度は、リトン・ベイス（当該年度に計上された数値を集計する方法）により集計したものです。

※2 「その他（水濡れ以外）」は、盗難、物体の落下、破損・汚損、電氣的・機械的事故および地震火災費用等に対する保険金を集計したものです（不明を含みます）。

(参考) 火災保険 一般物件事故種別支払統計表

事故種別		2014年度		2015年度	
		件数	保険金 千円	件数	保険金 千円
火災、破裂・爆発		5,542	39,531,262	4,999	35,175,778
落雷		20,892	16,009,770	12,980	11,116,743
自然災害	(風災・ひょう災)	42,063	32,503,300	75,149	81,326,978
	(雪災)	9,365	13,008,947	7,949	8,060,476
	(水災)	3,591	9,642,802	3,025	14,866,665
その他	(水濡れ)	18,901	15,344,207	20,783	17,316,396
	(水濡れ以外)	82,432	24,385,643	89,167	29,053,169
合 計		182,786	150,425,931	214,052	196,916,205

※1 「件数」および「保険金」について、2014年度から2018年度は対象年度に発生した事故に対して、当該年度およびその翌年度に支払った件数および保険金を集計したもの、2019年度は、リトン・ベイス（当該年度に計上された数値を集計する方法）により集計したものです。

※2 「その他（水濡れ以外）」は、盗難、物体の落下、破損・汚損、電氣的・機械的事故および地震火災費用等に対する保険金を集計したものです（不明を含みます）。

(参考) リトン・ベシスによる集計

2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
件数	保険金 千円	件数	保険金 千円	件数	保険金 千円	件数	保険金 千円
6,932	31,171,321	7,154	31,915,255	7,086	34,238,108	7,165	35,774,797
20,227	6,077,848	28,478	8,769,971	26,987	8,536,183	29,048	9,315,705
87,933	37,844,358	171,416	76,629,548	819,484	637,876,106	507,309	412,395,467
45,331	24,337,697	68,667	37,629,351	16,978	9,131,979	36,851	23,363,809
1,907	4,618,133	3,086	9,394,736	9,902	60,911,496	20,689	111,027,251
38,290	22,489,807	42,470	28,525,125	42,058	26,640,880	47,281	31,464,468
162,942	27,851,566	198,641	33,711,757	189,165	33,383,461	210,503	37,776,467
363,562	154,390,730	519,912	226,575,746	1,111,660	810,718,217	858,846	661,117,966

(参考) リトン・ベシスによる集計

2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
件数	保険金 千円	件数	保険金 千円	件数	保険金 千円	件数	保険金 千円
4,979	36,602,599	4,813	35,298,420	4,661	35,922,290	4,768	39,075,851
15,767	12,966,329	20,227	17,740,222	17,954	16,815,680	19,529	19,235,965
48,583	42,328,544	84,841	78,302,537	293,228	456,214,960	169,165	263,835,551
9,946	11,437,068	17,230	20,959,402	5,071	5,665,401	6,632	8,030,249
2,598	6,675,882	3,665	11,434,996	7,559	71,427,020	13,178	94,757,412
20,004	17,090,673	23,188	20,660,033	21,752	19,891,196	23,645	23,157,673
84,379	27,586,729	89,414	30,769,072	85,135	33,713,335	89,605	37,149,562
186,256	154,687,824	243,378	215,164,686	435,360	639,649,884	326,522	485,242,265

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

(参考) 火災保険 工場物件事故種別支払統計表

事故種別		2014年度		2015年度	
		件数	保険金 千円	件数	保険金 千円
火災、破裂・爆発		1,490	30,315,085	1,406	25,896,968
落雷		3,993	5,771,068	2,302	3,474,377
自然災害	(風災・ひょう災)	7,005	11,040,982	9,749	26,169,942
	(雪災)	1,049	3,204,368	866	2,204,286
	(水災)	331	2,540,860	272	5,402,790
その他	(水濡れ)	333	594,268	416	945,795
	(水濡れ以外)	5,748	9,424,316	7,177	12,638,170
合 計		19,949	62,890,950	22,188	76,732,331

- ※1 「件数」および「保険金」について、2014年度から2018年度は対象年度に発生した事故に対して、当該年度およびその翌年度に支払った件数および保険金を集計したもの、2019年度は、リトン・ベイス（当該年度に計上された数値を集計する方法）により集計したものです。
- ※2 「その他（水濡れ以外）」は、盗難、物体の落下、破損・汚損、電氣的・機械的事故および地震火災費用等に対する保険金を集計したものです（不明を含みます）。

(参考) 火災保険 倉庫物件事故種別支払統計表

事故種別		2014年度		2015年度	
		件数	保険金 千円	件数	保険金 千円
火災、破裂・爆発		14	1,576,408	10	578,022
落雷		88	74,942	31	37,840
自然災害		81	155,269	118	552,280
その他		29	14,483	58	146,015
合 計		212	1,821,104	217	1,314,159

- ※1 「件数」および「保険金」について、2014年度から2018年度は対象年度に発生した事故に対して、当該年度およびその翌年度に支払った件数および保険金を集計したもの、2019年度は、リトン・ベイス（当該年度に計上された数値を集計する方法）により集計したものです。
- ※2 「自然災害」は、風災、ひょう災、雪災、水災に対する保険金を集計したものです。
- ※3 「その他」は、盗難、物体の落下、破損・汚損、電氣的・機械的事故、水濡れおよび地震火災費用等に対する保険金を集計したものです（不明を含みます）。

(参考) リトン・ベシスによる集計

2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
件数	保険金 千円	件数	保険金 千円	件数	保険金 千円	件数	保険金 千円
1,355	50,813,745	1,420	38,646,630	1,395	53,217,093	1,420	64,939,071
2,803	5,048,300	3,498	6,233,426	3,054	5,053,664	3,282	6,171,889
7,409	14,492,302	13,894	26,210,103	41,196	165,243,855	20,371	92,845,144
1,203	4,083,140	2,665	7,801,164	522	1,376,496	618	2,350,694
303	3,319,784	536	4,071,867	1,090	29,531,071	1,389	50,985,277
372	588,977	475	852,507	371	645,475	492	1,191,380
7,289	11,467,041	8,399	11,758,061	8,428	13,826,652	9,315	21,967,069
20,734	89,813,293	30,887	95,573,762	56,056	268,894,309	36,887	240,450,527

(参考) リトン・ベシスによる集計

2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
件数	保険金 千円	件数	保険金 千円	件数	保険金 千円	件数	保険金 千円
10	203,316	11	435,005	6	1,822,039	5	649,399
41	32,560	41	34,000	64	84,423	41	31,663
96	166,811	193	581,343	608	3,689,643	279	1,995,929
41	46,480	58	49,591	47	56,495	44	35,533
188	449,168	303	1,099,940	725	5,652,602	369	2,712,525

2 地震保険統計

【地震保険の統計数値について】

- (1) 新契約欄は、リトン・ベシス（P43参照）の数値です。
 (2) 保有欄は、当該年度末において有効な契約について集計した数値です。

第7表 地震保険 総括表

年 度	新 契 約		
	件 数	保 険 金 額	保 険 料
		百万円	千円
2015	9,501,454	79,535,689	245,480,878
2016	9,298,612	77,478,280	254,208,714
2017	8,941,885	74,571,308	261,314,984
2018	9,308,162	79,432,981	297,305,589
2019	9,511,036	82,522,929	318,344,114

年 度	保 有	
	件 数	保 険 金 額
		百万円
2015	16,941,425	150,272,904
2016	17,712,801	159,628,458
2017	18,257,927	167,054,068
2018	19,005,841	176,604,126
2019	19,740,800	186,105,521

※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

※2 「件数」は証券件数を表します。

第8表 地震保險 都道府県別統計表〈2019年度〉

都 道 府 県	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額	保 険 料	件 数	保 険 金 額
		百万円	千円		百万円
北 海 道	377,116	3,245,771	7,224,752	751,714	6,634,987
青 森	69,687	554,687	1,319,268	134,375	1,114,221
岩 手	61,442	562,530	1,193,627	134,787	1,305,205
宮 城	237,383	2,044,397	6,572,343	527,076	4,946,899
秋 田	47,343	421,903	926,598	100,845	934,345
山 形	49,934	485,566	983,130	99,649	1,016,557
福 島	118,908	1,106,533	2,983,951	253,015	2,573,657
茨 城	181,128	1,715,677	7,959,106	387,236	3,916,801
栃 木	126,094	1,224,395	2,357,075	260,366	2,733,168
群 馬	103,434	972,533	1,954,155	214,516	2,153,004
埼 玉	521,136	4,434,782	21,958,524	1,107,098	10,289,737
千 葉	472,537	4,001,406	25,558,783	1,020,083	9,330,348
東 京	1,328,141	11,098,587	66,187,227	2,748,861	25,381,775
神 奈 川	757,317	6,403,364	39,783,277	1,610,995	14,721,273
新 潟	103,988	902,748	2,434,928	221,372	2,139,238
富 山	46,515	496,752	1,158,004	104,854	1,191,366
石 川	59,134	553,613	1,338,353	135,850	1,371,417
福 井	40,637	435,495	1,013,694	93,646	1,035,096
山 梨	54,962	567,447	1,921,735	126,779	1,366,410
長 野	108,042	1,130,347	2,268,001	220,378	2,452,336
岐 阜	158,339	1,345,733	3,204,556	320,142	3,094,641
静 岡	264,725	2,363,640	14,174,719	518,266	5,239,456
愛 知	763,609	5,869,711	22,492,063	1,438,985	13,271,281
三 重	129,876	1,140,641	4,410,583	247,858	2,384,854
滋 賀	97,353	943,938	1,752,227	190,749	1,978,219
京 都	215,317	1,915,476	4,293,206	421,075	3,942,852
大 阪	825,146	7,216,572	23,106,281	1,568,903	14,336,555
兵 庫	391,885	3,575,437	7,582,254	805,560	7,834,465
奈 良	92,785	926,207	2,148,200	194,601	2,032,271
和 歌 山	64,511	580,844	2,449,370	131,497	1,231,673
鳥 取	29,130	260,115	623,768	69,025	666,091
島 根	24,228	219,381	544,621	57,083	580,457
岡 山	106,546	1,007,853	2,045,289	234,914	2,377,972
広 島	188,859	1,753,807	3,612,660	430,524	4,256,665
山 口	82,797	750,051	1,511,851	186,122	1,810,452
徳 島	52,061	387,376	2,090,727	107,799	995,378
香 川	66,784	598,964	1,997,506	154,105	1,547,977
愛 媛	78,542	722,271	2,767,326	180,743	1,772,765
高 知	42,671	377,347	1,921,664	97,034	915,662
福 岡	427,822	3,469,126	6,917,921	931,108	8,184,355
佐 賀	40,768	368,288	769,682	89,143	841,802
長 崎	53,695	447,216	926,808	119,981	1,051,349
熊 本	160,468	1,442,015	3,076,633	339,564	3,131,920
大 分	63,326	573,389	1,934,760	150,265	1,432,046
宮 崎	66,160	550,069	1,821,805	150,103	1,320,455
鹿 児 島	107,018	893,959	1,865,712	240,056	2,088,168
沖 縄	51,737	464,969	1,205,391	112,100	1,177,901
合 計	9,511,036	82,522,929	318,344,114	19,740,800	186,105,521

※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

※2 「件数」は証券件数を表します。

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

第9表 地震保険 都道府県・保険対象・構造別統計表〈2019年度〉

建物・イ構造

都道府県	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額	保 険 料	件 数	保 険 金 額
		百万円	千円		百万円
北海道	105,197	1,370,980	2,253,888	222,997	2,853,620
青森	11,104	154,461	237,145	22,744	313,867
岩手	12,400	180,140	277,996	31,708	444,239
宮城	57,775	854,537	1,998,684	151,576	2,133,825
秋田	7,314	98,260	139,790	16,368	218,498
山形	10,312	144,592	204,456	21,717	319,062
福島	25,489	401,779	695,256	63,428	982,515
茨城	50,424	687,394	2,084,954	118,634	1,658,537
栃木	32,647	490,802	719,995	78,034	1,154,851
群馬	25,097	357,668	522,450	56,994	816,050
埼玉	160,592	1,856,918	7,209,497	379,559	4,657,478
千葉	151,590	1,725,274	9,179,002	375,693	4,348,366
東京都	562,312	6,755,561	36,991,840	1,321,311	16,106,155
神奈川県	298,460	3,189,977	17,448,252	707,776	7,870,519
新潟県	19,010	285,970	510,634	47,626	689,019
富山県	8,973	136,511	209,156	21,183	326,787
石川県	10,799	165,072	276,572	27,218	410,176
福井県	8,268	135,906	210,253	19,584	316,225
山梨県	14,900	221,177	493,663	37,322	546,902
長野県	24,838	378,209	554,106	56,889	860,400
岐阜県	35,586	538,316	920,151	88,129	1,307,892
静岡県	73,658	1,067,854	5,057,818	169,681	2,476,280
愛知県	210,580	3,017,805	9,457,881	506,014	7,208,537
三重県	35,926	515,687	1,435,120	79,310	1,115,964
滋賀県	31,237	403,948	589,110	67,518	912,488
京都府	58,675	829,555	1,445,800	130,845	1,819,216
大阪府	329,807	4,008,288	10,830,599	679,495	8,314,910
兵庫県	159,848	1,935,649	3,435,437	364,596	4,470,173
奈良県	29,450	375,791	642,591	67,974	889,715
和歌山県	18,048	249,440	776,397	39,714	553,163
鳥取県	6,084	83,914	145,397	16,357	226,222
島根県	4,584	67,406	120,553	12,376	183,944
岡山県	35,612	492,538	773,348	87,276	1,192,563
広島県	64,664	908,091	1,540,957	170,195	2,288,996
山口県	30,002	380,932	576,180	72,125	920,440
徳島県	13,544	191,131	688,684	35,823	510,400
香川県	21,540	288,506	703,119	56,339	763,493
愛媛県	22,953	336,769	891,919	59,437	855,192
高知県	13,521	199,020	672,876	33,593	487,500
福岡県	155,312	1,926,942	3,316,896	374,558	4,666,066
佐賀県	12,093	155,396	245,476	28,076	358,396
長崎県	15,950	210,935	340,728	37,771	498,791
熊本県	37,917	556,536	934,880	86,038	1,238,635
大分県	21,038	293,145	752,842	55,044	742,519
宮崎県	18,351	246,756	612,581	45,470	614,290
鹿児島県	30,184	427,006	714,152	73,556	1,006,017
沖縄県	27,914	398,940	1,031,934	72,907	1,041,473
合 計	3,111,579	39,697,484	130,871,013	7,288,578	93,690,366

※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

※2 「件数」は証券件数ではなく保険の対象の件数を表します。

※3 「イ構造」は耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物等、「ロ構造」はイ構造以外の建物を表します。

建物・口構造

都道府県	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額	保 険 料	件 数	保 険 金 額
		百万円	千円		百万円
北海道	165,153	1,447,219	3,977,885	338,206	2,911,483
青森	37,637	331,095	908,864	76,526	661,651
岩手	33,257	313,794	773,887	76,004	710,551
宮城	84,357	816,278	3,419,008	201,963	1,945,011
秋田	29,655	272,678	669,283	66,050	601,036
山形	28,660	283,473	657,829	59,465	576,186
福島	55,624	532,818	1,835,018	127,455	1,220,880
茨城	86,727	779,860	4,681,740	190,009	1,688,865
栃木	59,022	538,002	1,272,564	128,257	1,168,589
群馬	51,676	460,039	1,129,737	114,177	1,016,006
埼玉	218,612	1,839,157	11,200,963	470,405	3,983,468
千葉	194,814	1,683,021	12,670,271	419,961	3,631,863
東京都	278,474	2,413,912	18,462,919	583,149	5,176,582
神奈川	247,950	2,158,534	15,992,717	510,780	4,504,990
新潟	48,225	479,739	1,559,049	114,837	1,146,201
富山	27,537	297,057	807,015	66,535	721,520
石川	32,090	318,761	907,057	80,981	804,400
福井	24,834	248,817	683,054	59,369	598,186
山梨	29,896	279,079	1,204,942	70,761	666,559
長野	56,603	606,902	1,427,740	121,684	1,289,149
岐阜	63,836	601,335	1,829,152	143,047	1,354,198
静岡	106,209	985,143	7,267,399	226,886	2,098,111
愛知	202,445	1,874,456	9,680,691	445,168	4,152,710
三重	52,639	479,256	2,418,465	109,484	982,631
滋賀	46,137	433,181	965,301	89,767	845,048
京都	96,267	817,244	2,251,371	184,806	1,578,373
大阪	257,385	2,036,385	8,539,010	466,694	3,725,293
兵庫	122,128	1,090,486	3,019,784	246,811	2,214,862
奈良	46,241	418,823	1,191,967	93,860	857,782
和歌山	33,180	261,918	1,361,507	67,383	531,257
鳥取	14,985	142,697	402,272	38,184	362,302
島根	12,116	122,998	358,944	32,279	329,433
岡山	39,507	366,327	974,182	92,923	859,433
広島	69,470	589,899	1,586,728	166,576	1,421,530
山口	31,602	273,151	740,555	77,788	673,152
徳島	17,002	139,039	1,149,583	44,221	365,812
香川	25,411	219,866	1,019,329	66,257	578,812
愛媛	35,780	289,596	1,511,355	86,922	704,160
高知	16,255	125,534	975,173	39,593	306,993
福岡	117,504	976,079	2,545,454	275,110	2,281,962
佐賀	17,570	156,216	408,360	41,318	359,867
長崎	21,848	168,813	445,345	52,364	399,347
熊本	77,973	649,576	1,630,474	164,932	1,367,918
大分	26,483	211,411	953,680	66,352	528,178
宮崎	30,838	224,159	941,546	72,866	527,676
鹿児島	46,906	339,795	887,040	109,982	802,724
沖縄	1,290	10,933	51,991	2,787	23,969
合 計	3,419,810	30,104,554	139,348,199	7,380,934	65,256,708

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

家財・イ構造

都道府県	新契約			保有	
	件数	保険金額	保険料	件数	保険金額
		百万円	千円		百万円
北海道	92,203	201,506	321,074	175,138	401,357
青森	10,774	21,843	30,922	18,178	39,722
岩手	12,631	25,244	33,400	23,775	53,403
宮城	81,337	185,471	379,594	165,368	426,141
秋田	6,168	12,690	16,770	11,240	25,379
山形	8,935	18,888	23,359	15,798	36,017
福島	34,669	73,365	109,063	61,813	146,125
茨城	56,733	119,116	327,388	109,134	256,934
栃木	39,811	89,501	114,689	74,121	183,410
群馬	28,668	63,566	81,816	52,741	125,682
埼玉	172,535	405,895	1,376,251	348,121	877,617
千葉	152,502	346,767	1,705,177	316,049	784,927
東京都	628,634	1,431,106	6,917,876	1,236,431	3,028,719
神奈川	285,946	683,446	3,419,511	600,095	1,527,193
新潟	25,608	48,728	74,679	46,045	98,837
富山	10,482	21,233	28,680	18,463	41,795
石川	14,118	26,159	33,974	25,254	51,823
福井	7,506	16,905	24,514	15,112	37,281
山梨	14,087	29,500	60,655	27,804	64,932
長野	28,578	60,168	74,475	50,449	115,660
岐阜	63,265	110,443	151,277	107,639	215,753
静岡	92,742	168,929	701,599	156,091	339,141
愛知	397,663	674,512	1,723,752	640,786	1,257,391
三重	46,834	82,163	207,960	75,817	151,972
滋賀	28,581	59,151	79,858	53,047	117,763
京都	69,443	143,469	219,032	131,295	287,706
大阪	326,996	786,790	1,975,645	620,037	1,546,820
兵庫	159,525	374,887	598,571	315,399	779,520
奈良	23,920	63,763	104,175	49,479	137,608
和歌山	14,873	33,106	100,826	28,552	68,993
鳥取	7,760	14,425	19,428	14,085	28,207
島根	6,582	11,870	15,411	11,271	22,402
岡山	38,210	80,200	113,010	74,573	168,617
広島	64,978	149,034	211,585	127,535	310,405
山口	25,815	52,962	75,791	50,529	114,150
徳島	23,637	36,805	91,812	36,360	68,870
香川	24,702	53,277	104,438	46,704	109,877
愛媛	23,064	47,908	114,196	46,000	102,788
高知	14,585	29,778	90,911	28,567	64,819
福岡	184,382	366,636	535,469	366,028	785,918
佐賀	13,128	27,980	37,476	24,737	56,259
長崎	16,215	34,727	52,004	33,145	75,576
熊本	45,941	99,365	150,518	91,896	219,476
大分	19,496	38,266	85,660	39,496	84,996
宮崎	17,987	35,771	79,070	35,742	76,385
鹿児島	30,484	61,774	94,669	61,550	132,922
沖縄	32,159	53,913	115,719	60,903	110,061
合計	3,524,892	7,573,002	23,003,730	6,718,392	15,757,350

家財・口構造

都道府県	新契約			保有	
	件数	保険金額	保険料	件数	保険金額
		百万円	千円		百万円
北海道	96,178	226,066	671,904	194,248	468,527
青森	23,984	47,289	142,337	47,242	98,981
岩手	17,911	43,352	108,344	38,249	97,011
宮城	72,294	188,111	775,057	157,190	441,923
秋田	16,220	38,275	100,756	35,844	89,431
山形	14,622	38,613	97,487	31,776	85,292
福島	34,967	98,570	344,614	77,145	224,137
茨城	49,502	129,306	865,023	115,920	312,464
栃木	39,397	106,089	249,827	85,129	226,318
群馬	35,839	91,260	220,152	77,384	195,265
埼玉	128,828	332,812	2,171,814	290,950	771,175
千葉	101,312	246,344	2,004,333	219,169	565,192
東京都	207,514	498,008	3,814,593	415,067	1,070,319
神奈川	145,754	371,407	2,922,797	308,711	818,570
新潟	41,902	88,310	290,566	88,296	205,181
富山	16,328	41,952	113,153	39,045	101,264
石川	19,163	43,621	120,749	45,694	105,018
福井	13,040	33,867	95,872	31,918	83,403
山梨	15,386	37,691	162,475	35,979	88,017
長野	32,500	85,068	211,680	70,918	187,127
岐阜	41,405	95,638	303,975	91,348	216,798
静岡	58,920	141,714	1,147,903	126,608	325,924
愛知	135,427	302,938	1,629,739	274,227	652,644
三重	27,710	63,536	349,038	55,998	134,288
滋賀	19,892	47,658	117,958	42,187	102,920
京都	46,919	125,207	377,003	94,652	257,557
大阪	138,555	385,109	1,761,027	267,348	749,531
兵庫	67,185	174,415	528,462	140,288	369,909
奈良	23,382	67,830	209,467	49,874	147,167
和歌山	15,097	36,380	210,641	31,859	78,260
鳥取	7,773	19,078	56,671	19,604	49,360
島根	7,424	17,108	49,713	18,261	44,678
岡山	25,742	68,788	184,749	57,580	157,360
広島	39,673	106,784	273,390	87,370	235,734
山口	17,321	43,005	119,325	40,671	102,709
徳島	9,675	20,401	160,647	22,534	50,297
香川	14,625	37,316	170,620	36,618	95,796
愛媛	19,900	47,998	249,857	45,863	110,625
高知	9,499	23,014	182,704	22,677	56,350
福岡	83,237	199,469	520,102	181,152	450,409
佐賀	11,549	28,697	78,370	26,578	67,280
長崎	14,604	32,741	88,730	33,111	77,635
熊本	53,632	136,539	360,761	118,188	305,890
大分	12,595	30,567	142,578	31,197	76,353
宮崎	18,228	43,383	188,608	41,986	102,104
鹿児島	29,821	65,384	169,850	65,645	146,505
沖縄	701	1,182	5,747	1,422	2,398
合計	2,073,132	5,147,890	25,121,172	4,430,720	11,401,096

第10表 地震保険 保険期間別統計表〈2019年度〉

保 険 期 間	新 契 約		
	件 数	保 険 金 額	保 険 料
		百万円	千円
1 年	5, 074, 510	43, 920, 307	75, 272, 825
2 年	1, 157, 770	1, 764, 305	5, 455, 100
3 年	161, 697	1, 609, 289	8, 282, 602
4 年	15, 695	183, 307	1, 034, 638
5 年	3, 101, 364	35, 045, 721	228, 298, 949
合 計	9, 511, 036	82, 522, 929	318, 344, 114

- ※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
 ※2 「件数」は証券件数を表します。
 ※3 「保険期間」の「1年」には地震保険契約の中途付帯（1年未満）を含みます。

第11表 地震保険 保険金額別統計表〈2019年度〉

新 契 約					
建 物			家 財		
保険金額区分	件 数	保険金額	保険金額区分	件 数	保険金額
		百万円			百万円
100万円まで	17,068	14,269	100万円まで	1,434,398	1,056,028
100万円超200万円まで	109,649	181,226	100万円超200万円まで	1,765,596	2,647,974
200万円超400万円まで	643,293	2,122,955	200万円超300万円まで	1,264,906	3,207,679
400万円超600万円まで	1,337,986	6,875,220	300万円超400万円まで	342,251	1,282,218
600万円超800万円まで	1,249,468	9,005,008	400万円超500万円まで	505,605	2,498,725
800万円超1,000万円まで	1,207,414	11,222,650	500万円超600万円まで	100,250	572,307
1,000万円超2,000万円まで	1,553,520	21,097,534	600万円超700万円まで	46,730	308,455
2,000万円超3,000万円まで	198,293	4,867,465	700万円超800万円まで	84,699	640,385
3,000万円超4,000万円まで	69,217	2,438,082	800万円超900万円まで	18,995	163,534
4,000万円超5,000万円まで	82,457	3,961,727	900万円超1,000万円まで	34,582	343,327
合 計	6,531,389	69,802,038	合 計	5,598,024	12,720,892

※1 「件数」は証券件数ではなく保険の対象の件数を表します。

※2 「合計」には、区分所有建物の共有部分一括契約を含みます。

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

第12表 地震保険 都道府県別付帯率の推移

都道府県	年度					(参考)世帯加入率
	2015	2016	2017	2018	2019	年
	%	%	%	%	%	2019
北海道	51.0	52.4	53.3	56.6	59.1	26.7
青森	61.8	62.9	63.9	65.5	67.0	22.5
岩手	66.8	67.9	69.1	70.4	72.3	25.3
宮城	86.2	86.4	86.3	86.8	87.0	52.0
秋田	68.5	69.5	70.8	72.0	73.3	23.5
山形	60.9	62.5	63.3	64.8	66.3	23.7
福島	70.5	72.2	73.1	74.1	75.2	31.8
茨城	60.5	61.9	62.2	63.8	64.6	30.4
栃木	62.2	64.2	65.6	67.6	69.7	30.5
群馬	54.7	56.6	57.6	59.9	62.2	24.7
埼玉	58.9	60.4	60.8	62.8	63.4	32.7
千葉	56.9	58.7	59.3	61.1	62.3	34.4
東京	56.8	58.1	58.2	59.7	60.4	37.3
神奈川	58.2	59.3	59.7	61.2	61.9	36.4
新潟	62.4	64.0	65.8	68.0	69.6	24.3
富山	51.2	54.1	56.1	58.6	60.3	24.4
石川	53.4	56.2	57.1	59.5	60.7	27.4
福井	58.0	59.7	61.2	64.5	66.3	31.1
山梨	67.7	69.8	70.4	71.5	73.5	34.7
長野	54.4	56.7	59.2	62.1	64.7	24.8
岐阜	73.1	74.6	76.1	76.9	77.7	38.5
静岡	62.7	64.4	65.1	66.1	66.8	32.3
愛知	71.1	72.9	73.7	74.1	74.6	43.0
三重	64.8	66.2	67.7	69.6	71.8	30.5
滋賀	55.6	57.5	58.7	63.2	65.7	32.0
京都	53.2	55.7	56.8	60.5	63.1	33.8
大阪	57.5	59.0	59.8	63.9	66.5	35.6
兵庫	54.3	56.2	57.8	61.9	64.6	31.0
奈良	61.7	63.8	64.8	68.1	70.2	32.2
和歌山	59.3	61.0	61.6	64.4	67.1	29.4
鳥取	64.2	66.8	69.0	72.6	74.5	28.7
島根	55.5	57.8	59.1	62.7	64.1	19.2
岡山	53.6	56.8	58.0	62.2	64.8	27.0
広島	65.7	67.0	68.0	70.7	72.6	32.2
山口	57.6	60.1	61.8	64.5	66.7	27.9
徳島	72.4	73.8	73.3	74.7	75.3	30.9
香川	66.3	68.8	70.2	72.6	74.1	34.5
愛媛	63.9	66.0	67.4	70.5	72.4	27.3
高知	84.2	84.8	85.2	86.2	86.8	27.5
福岡	64.0	67.2	68.8	71.5	73.3	37.6
佐賀	44.7	50.1	52.6	55.7	58.4	26.1
長崎	39.2	45.0	47.5	50.1	52.0	18.8
熊本	63.8	74.3	77.5	80.0	82.3	42.8
大分	62.9	65.9	67.6	69.7	71.5	27.6
宮崎	76.3	79.0	80.3	81.4	83.0	28.3
鹿児島	73.0	76.3	78.0	80.3	81.7	29.5
沖縄	51.5	54.2	55.6	56.6	57.6	16.6
合計	60.2	62.1	63.0	65.2	66.7	33.1

※1 付帯率は、当該年度に契約された火災保険（住宅物件）契約件数のうち、地震保険を付帯している件数の割合です。

※2 世帯加入率は、2019年12月末時点で有効な地震保険保有契約件数を2020年1月1日時点の住民基本台帳（総務省自治行政局公表、外国人含む）に基づく世帯数で除した数値です。

第13表 地震保険 割引種類別統計表〈2019年度〉

割引種類		新 契 約			保 有	
		件 数	保 険 金 額 百万円	保 険 料 千円	件 数	保 険 金 額 百万円
割引あり	免震建築物	26,326	266,943	713,309	63,855	650,640
	耐震等級3	395,805	5,791,026	15,562,624	1,008,000	14,932,791
	耐震等級2	57,654	726,567	2,383,976	148,123	1,904,724
	耐震等級1	108,776	852,314	3,795,307	263,282	2,059,769
	耐震診断	10,461	97,881	618,026	24,915	259,602
	建築年	5,660,128	54,166,946	213,687,221	12,066,486	124,178,069
割引なし		3,251,886	20,621,251	81,583,651	6,166,139	42,119,926
合 計		9,511,036	82,522,929	318,344,114	19,740,800	186,105,521

※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

※2 「件数」は証券件数を表します。

3 関連情報

第14表 住宅火災発生状況の推移

区分 年（暦年）	出火件数		死者数		負傷者数	
	件数	指数	人数	指数	人数	指数
2009	15,556	100	1,152	100	4,540	100
2010	14,715	95	1,152	100	4,327	95
2011	14,271	92	1,163	101	4,253	94
2012	13,564	87	1,111	96	3,969	87
2013	12,995	84	1,075	93	3,843	85
2014	12,362	79	1,094	95	3,755	83
2015	11,585	74	992	86	3,582	79
2016	10,877	70	965	84	3,351	74
2017	10,942	70	956	83	3,419	75
2018	10,566	68	1,000	87	3,367	74

- ※1 出火件数、死者数および負傷者数は、「（1月～12月）における火災の状況（確定値）」（消防庁）によります。
- ※2 出火件数、死者数および負傷者数は、建物のうち一般住宅・共同住宅に対する件数または人数の合計です。
- ※3 指数は、2009年を100としたものです。

第15表 集中豪雨の年間観測回数の推移

区分 年（暦年）	1 時間降水量が50mm以上		1 時間降水量が80mm以上	
	観測回数	指数	観測回数	指数
1980	203	100	12	100
1981	182	90	8	67
1982	299	147	20	167
1983	241	119	13	108
1984	143	70	7	58
1985	204	100	10	83
1986	134	66	11	92
1987	245	121	20	167
1988	326	161	38	317
1989	247	122	19	158
1990	383	189	15	125
1991	203	100	16	133
1992	146	72	8	67
1993	333	164	15	125
1994	171	84	8	67
1995	206	101	12	100
1996	123	61	14	117
1997	230	113	12	100
1998	430	212	36	300
1999	357	176	41	342
2000	318	157	12	100
2001	268	132	28	233
2002	225	111	15	125
2003	236	116	20	167
2004	463	228	31	258
2005	252	124	11	92
2006	309	152	29	242
2007	252	124	18	150
2008	330	163	24	200
2009	220	108	15	125
2010	272	134	21	175
2011	358	176	28	233
2012	367	181	20	167
2013	308	152	32	267
2014	309	152	21	175
2015	269	133	26	217
2016	334	165	27	225
2017	327	161	21	175
2018	350	172	20	167
2019	377	186	27	225

※1 集中豪雨の年間観測回数は気象庁ウェブサイトによります。

※2 集中豪雨は、1 時間降水量が50mm以上の大雨をいいます。

※3 指数は、1980年を100としたものです。

2020年度（2019年度統計）

火災保険・地震保険の概況

2021年4月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総合企画部広報グループ

〒163-1029

東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F

TEL 03（6758）1300（代表）

URL <https://www.giroj.or.jp/>
